

# 学院生活のしおり



2022年度

早稲田大学本庄高等学院 TEL 0495(21)2400(代) FAX 0495(24)4065  
<https://waseda-honjo.jp/>  
Eメール honjosh@list.waseda.jp

早稲田大学本庄高等学院

# 目 次

早稲田大学教旨	
早稲田大学校歌	
学 院 曆	1
1. 本庄高等学院	2
(1) 沿革	2
(2) 教育方針	3
(3) 教職員	4
(4) 本庄キャンパス案内図	5
(5) 本庄高等学院校舎（95号館）案内図	6
(6) 体育館（96号館）案内図	7
(7) 稲稜ホール棟（97号館）案内図	8
2. 学業	9
(1) 教育課程	9
(2) 進級・卒業基準	13
(3) 学部進学について	16
(4) 日本医科大学への推薦について	17
(5) 卒業論文制作要項	18
(6) 第2学年選択科目	20
(7) 第3学年選択科目	21
(8) 各教科授業方針	24
(9) 留学	53
3. 学院生活	54
(1) 通学	54
(2) 日課	54
(3) 通学バスについて	54
(4) 生徒番号・学籍番号	55
(5) 生徒心得	56
(6) 学院生活を送る上で大切なこと	56
(7) いじめ防止基本方針	57
(8) 人権の尊重について	59
(9) 諸届・連絡等	61
(10) 定期試験	64
(11) 災害発生時の対応について	66
(12) 気象状況・災害による休講・休校の措置について	67

(13) 自転車利用	69
(14) その他	70
4. 経済援助	71
(1) 獎学金	71
(2) 補助金	72
(3) 本庄高等学院生徒共済見舞金	73
(4) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付金	74
5. 生徒寮（早苗寮・梓寮）	76
6. その他の利用案内	76
(1) 図書室	76
(2) 情報処理教室および学内情報環境について	88
(3) 保健室	93
(4) 相談室	93
(5) 事務所	94
(6) パンショップ（購買）	94
(7) 食堂	95
(8) 体育館	95
(9) 稲稜ホール	95
(10) 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター	96
7. 生徒会	98
(1) 組織・機能	98
(2) 公認団体一覧	98
8. 規約	99
(1) 本庄高等学院学則（抜粋）	99
(2) 本庄高等学院 留学に関する内規	102
(3) 本庄高等学院生徒共済規程（抜粋）	107
(4) 本庄高等学院生徒共済規程施行細則	109
(5) 本庄高等学院生徒会	111
①生徒会会則	111
②選挙管理規程	115
③公認団体細則	116
④予備費からの支出についての内規	117
9. 入学金・学費等	118
10. 遵守事項	119

# 早稲田大学教旨

早稲田大学は学問の独立を全うし 学問の活用を効し いた

模範国民を造就するぞうしゅうを以て建学の本旨と為す

早稲田大学は学問の独立を本旨と為すを以て

之が自由討究を主とし

常に独創の研鑽に力め以て つと

世界の学問に裨補せん事を期す ひほ

早稲田大学は学問の活用を本旨と為すを以て

学理を学理として研究すると共に

之を実際に応用するの道を講し以て

時世の進運に資せん事を期す

早稲田大学は模範国民の造就を本旨と為すを以て

個性を尊重し しんか身家を発達し 国家社会を利済し

併せて広く世界に活動す可き人格を養成せん事を期す べき

## 校 歌

都の西北 早稲田の森に  
聳ゆる甍は われらが母校  
われらが日ごろの 抱負を知るや  
進取の精神 学の独立  
現世を忘れぬ 久遠の理想  
かがやくわれらが行く手を見よや  
わせだ わせだ わせだ わせだ  
わせだ わせだ わせだ

東西古今の文化のうしほ  
一つに渦巻く 大島国の  
大なる使命を 担ひて立てる  
われらが行手は 窮り知らず  
やがても久遠の 理想の影は  
あまねく天下に 輝き布かん  
わせだ わせだ わせだ わせだ  
わせだ わせだ わせだ

あれ見よかしこの 常磐の森は  
心のふるさと われらが母校  
集り散じて 人は変れど  
仰ぐは同じき 理想の光  
いざ声そろへて 空もとどろに  
われらが母校の 名をばたたへん  
わせだ わせだ わせだ わせだ  
わせだ わせだ わせだ

## 2022年度 本庄高等学院暦

区分		期日
第1学期	入学式	2022年4月7日(木)
	授業開始	4月8日(金)
	授業終了	7月16日(土)
第2学期	夏季休業	7月17日(日) ～ 9月5日(月)
	授業開始	9月6日(火)
第3学期	創立記念日	10月21日(金)※授業有 (代休10月15日(土))
	授業終了	12月16日(金)
第3学期	冬季休業	12月17日(土) ～ 2023年1月5日(木)
	授業開始	1月6日(金)
	授業終了	3月8日(水)
	卒業式	3月9日(木)
第1学期		4月1日～8月31日
第2学期		9月1日～12月31日
第3学期		1月1日～3月31日

# 1. 本庄高等学院

## (1) 沿革

### ①沿革

早稲田大学は創立100周年を記念して、日本国内のみならず世界各国から、将来早稲田大学をめざす意欲的な生徒を迎えることを期して、1982年4月に埼玉県本庄市に早稲田大学本庄高等学院を男子校として創立した。その後、2007年4月に男女共学となり、2012年4月に現在の校舎へ移転した。

本庄高等学院の教育の目的は、本庄キャンパスの豊かな自然環境で逞しい心身を養い、自由と自立の校風のなか、「自ら学び、自ら問う」という教育方針のもと、「進取の精神」に満ちた活力ある生徒を育てることである。

高等学院という名は、戦前の早稲田大学予科である「第一・第二高等学院」に由来する。早稲田大学予科は早稲田大学の各学部に進学するための予備教育の学校であり、ここで学んだ学生は、無試験で早稲田大学に進学した。

本庄高等学院では、生徒を「学院生」と呼ぶが、この呼称は早稲田大学の一員であるという矜持を表している。

### ②概要

学 院 長：半田 亨（情報科教諭）

設置課程：全日制普通科

入学定員：320名

所 在 地：埼玉県本庄市栗崎239-3

敷地面積（校地全体）：約190,000m<sup>2</sup>

延床面積：約15,460m<sup>2</sup>（校舎、稲稜ホール棟、学院体育館含む）

在籍者数：999名（2022年1月15日現在）

卒業生数：約10,414名（1期生～38期生）

教職員数：専任教諭42名、非常勤講師58名、職員 9 名、派遣職員 7 名

(2022年1月15日現在)

図書室：蔵書数約10万冊、CD約3,500タイトル

生徒会公認団体数：文化部門24、体育部門15

## (2) 本庄高等学院教育方針

- 断片的な知識の集積ではない、総合的な理解力、個性的な判断力を涵養する。
- 地域とのさまざまなレベルでの交流を通じて、人間・社会・自然に対するみずみずしい感性を育成する。
- 知識と実行力・気力と体力との結合を期する。
- 「自ら学び、自ら問う」ことを学習姿勢の基本とする。

本学院は、早稲田大学での一貫した教育体系の中に位置付けられている。そのため、本学院の教育は、とかく視野が偏狭になりがちな受験勉強に煩わされることのない、教育本来の姿を志向している。

知的関心を高め、論理的な思考力、豊かな感性を育成し、さらに大学における専門的な学問研究の分野も模索させる。また大学での幅広い本格的な学問研究に必要な基礎的な学力・体力を養成することを目指す。

### (3) 教職員

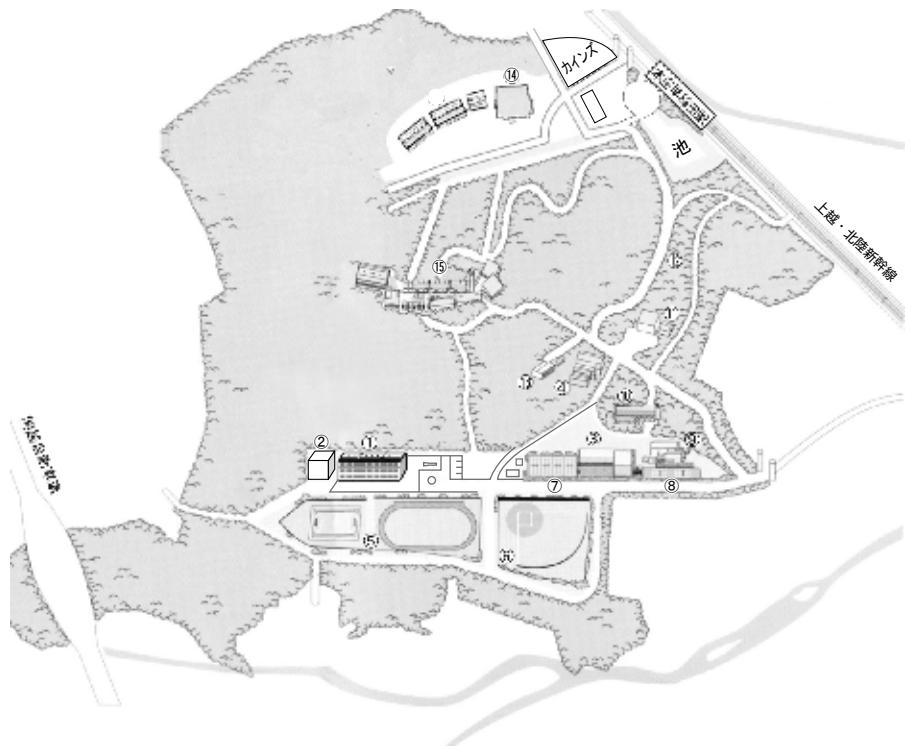
#### 〈役職〉

学 院 長	半 田 亨
教頭・教務主任（教務担当）	影 森 徹
教務主任（生徒担当）	羽 田 真
教務副主任（教務担当）	新 井 宏 嘉
教務副主任（生徒担当）	塚 越 健 司
事 務 長	首 村 努

#### 〈専任教諭〉

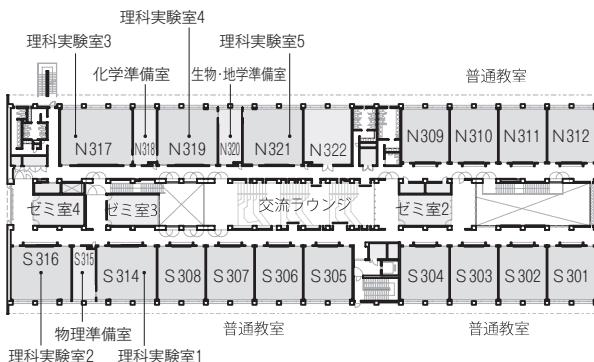
国語科	上牧瀬香・川鶴進一・小林大輔・曾原祥隆・橋本憧子・林山まゆり
地理歴史科	三枝亮也・高井寿文・松田英里・三崎良章
公民科	上田太郎・坂井淳一・羽田 真
数学科	太田洋平・神岡勝見・成瀬政光・根本裕介・羽田一郎・三浦健郎・ 峰 真如
理 科	新井宏嘉（地学）・大塚未来（物理）・影森 徹（物理）・ 宮川可奈子（化学）・矢野健治郎（生物）
保健体育科	篠田洋之・田邊 潤・塚越健司・福永泰規・藤生喜代美
芸術科	織部玲児（音楽）
英語科	赤塚祐哉・岡田陽子・嘉来純一・加藤裕章・ジョージ マシュー レオン・ 高山正弘・利根川博司・細 喜朗・望月眞帆
家庭科	棚橋知之
情報科	半田 亨
養 護	齋藤香織

#### (4) 本庄キャンパス案内図

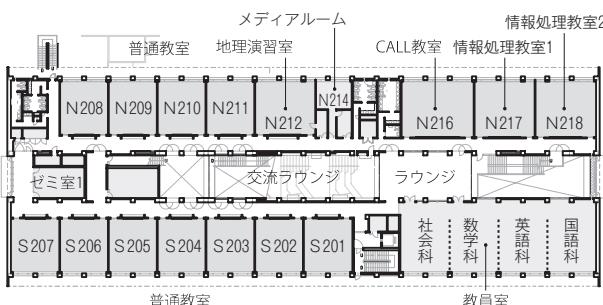


- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ①校舎教室棟（95号館）                     | ⑩大学図書館本庄保存書庫/考古資料館                      |
| ②学院体育館（96号館）                     | ⑪本庄セミナーハウス                              |
| ③稲稜ホール棟（97号館）<br>(図書室/音楽室/稲稜ホール) | ⑫赤松林                                    |
| ④共通教室棟（90-3号館）                   | ⑬大学倉庫（軽音部室）                             |
| ⑤グラウンド<br>(サッカー場、陸上競技場・ラグビー場)    | ⑭早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター、本庄早稲田の杜ミュージアム |
| ⑥野球場                             | ⑮旧校舎                                    |
| ⑦学院テニスコート（4面）                    |   |
| ⑧大学テニスコート（2面）                    |   |
| ⑨本庄研究棟                           |   |

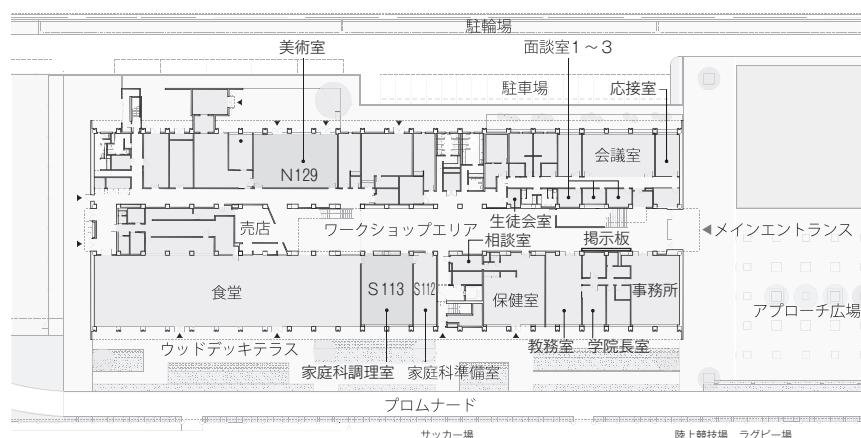
## (5) 本庄高等学院校舎(95号館)案内図



3F



2F

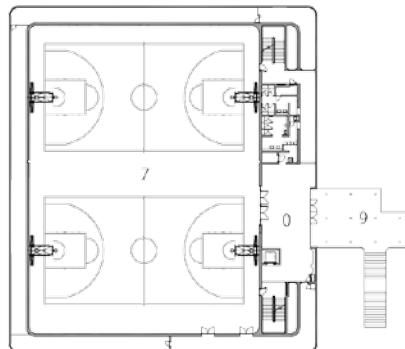


1F

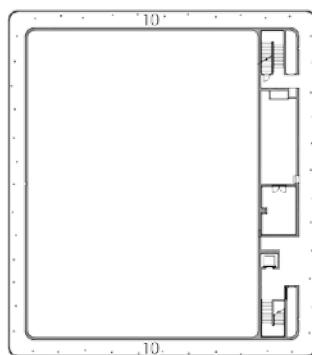
## (6) 体育館(96号館)案内図



1F



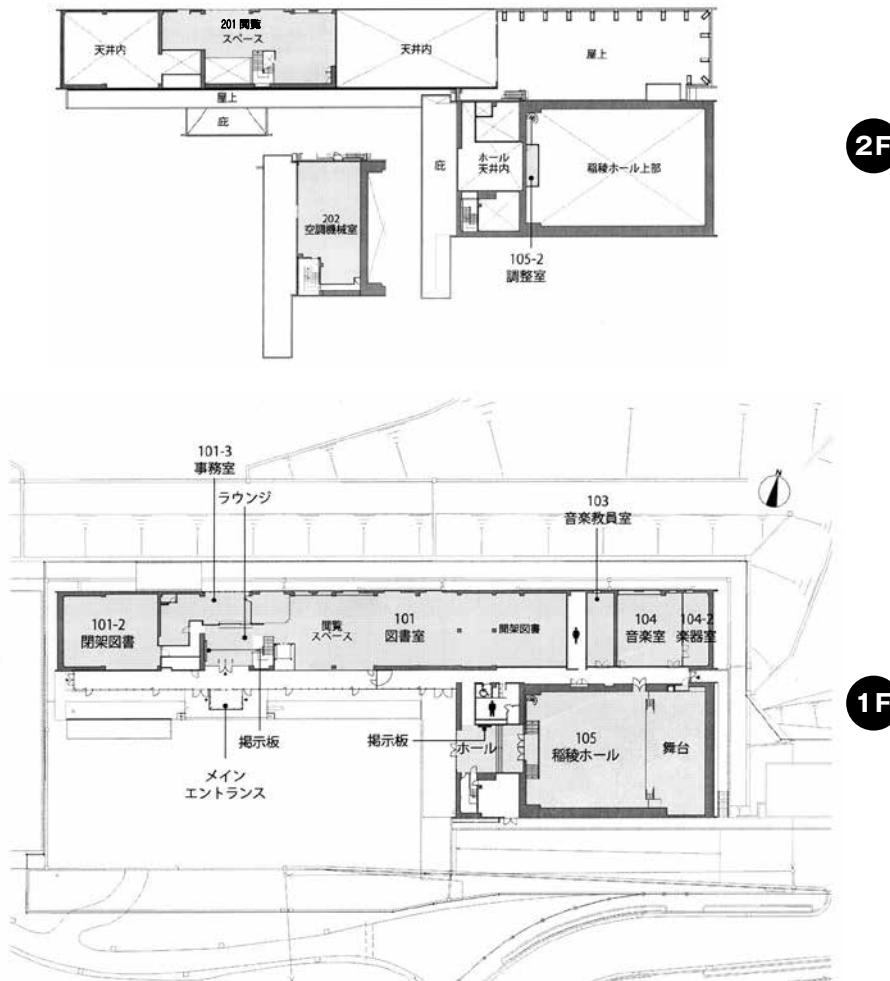
2F



3F

- |   |           |    |          |
|---|-----------|----|----------|
| 0 | エントランス    | 7  | アリーナ     |
| 1 | 多目的室      | 8  | 備蓄倉庫     |
| 2 | 部室        | 9  | 渡り廊下     |
| 3 | トレーニングルーム | 10 | ランニングコース |
| 4 | ミーティングルーム |    |          |
| 5 | ロッカー更衣室   |    |          |
| 6 | 教員室       |    |          |

## (7) 稲稜ホール棟（97号館）案内図



## 2. 学業

### (1) 教育課程

#### 1-1. 教育課程 (2022年度)

※2021年度以前  
入学者に適用

教 科	科 目	学 年	第1 学年	第2 学年		第3 学年	
				文系 必修	理系 必修	文系 必修	理系 必修
国語	国語総合		4				
	現代文B		2			3	
	古典B		2			2	
	古典講読			2			
	国語（日本語総合）					▲2	
地理歴史	世界史B		2	2			
	日本史A			2			
	地理A					2	
	近現代の世界Ⅰ						
	近現代の世界Ⅱ						
	近現代の世界Ⅲ						
	近現代の世界Ⅳ						
	近現代の世界Ⅴ						2
	近現代の世界Ⅵ						
	近現代の世界Ⅶ						
公民	倫理		2				
	政治・経済			2		2	
数学	数学I		3				
	数学II			3			
	数学III					▲2	6
	数学A		2				
	数学B			3			
理科	物理基礎		2				
	物理					1	4
	化学基礎			2			
	化学			1			2
	生物基礎		2				
	地学基礎					2	
保健体育	科学課題研究					1	
	体育		3	2		2	
	保健		1	1			
芸術	音楽I		△2				
	美術I		△2				
外国語	コミュニケーション英語I		3				
	コミュニケーション英語II			4			
	コミュニケーション英語III					4	
	英語表現I		2				
	英語表現II			2		2	
	Academic English						2
家庭	家庭基礎		2				
情報	情報の科学		1	1			
総合的な探究の時間	総合的な探究の時間					2	
選択科目 (■)	人文社会科学特論 (上記以外の科目)					2	
						2	2
特別活動	ホームルーム		1	1		1	
合計			32	32		32	

備考

①第1学年芸術(△)は音楽I・美術Iから1科目を選択し、履修しなければならない。

②第3学年文系必修(▲)は国語（日本語総合）・数学IIIから1科目を選択し、履修しなければならない。

③選択科目(■)として、別表1-2から文系は人文社会科学特論とそれ以外の科目を2単位、理系は人文社会科学特論以外の科目を2単位履修しなければならない。

**1-2. 教育課程  
(2022年度)**

※2022年度以降  
入学者に適用

教 科	科 目	学 年			文系必修	理系必修
		第1 学年	第2 学年	第3 学年		
国語	現代の国語	2				
	言語文化	2				
	文学国語		2			
	古典探究		2	2		
	論理国語			3		
地理歴史	歴史総合	2				
	世界史探究		2			
	日本史探究		2			
	地理総合			2		
公民	公共	2				
	政治・経済		2			
数学	数学Ⅰ	3				
	数学Ⅱ		3			
	数学Ⅲ				2	3
	数学A	2				
	数学B		3			
	数学C					3
理科	物理基礎		2			
	物理					▲3
	化学基礎	2				
	化学					3
	生物基礎	2				
	生物					▲3
理数	理数探究基礎（物理）		1			
	体育	2	3	2		
保健体育	保健	1	1			
	音楽Ⅰ	△2				
芸術	美術Ⅰ	△2				
	英語コミュニケーションⅠ	3				
外国語	英語コミュニケーションⅡ		4			
	英語コミュニケーションⅢ			4		
	論理・表現Ⅰ	2				
	論理・表現Ⅱ		2			
	論理・表現Ⅲ			2		
家庭	家庭基礎	2				
情報	情報Ⅰ	2				
総合	総合的な探究の時間		2			
学校設定	自由選択科目				12	2
特別活動	ホームルーム	1	1	1		
合計		32	32	32		

備考

①第1学年芸術（△）は音楽Ⅰ・美術Ⅰから1科目を選択し、第1学年において履修しなければならない。

②第3学年理系必修（▲）は物理・生物から1科目を選択し、第3学年において履修しなければならない。

## 2. 学年別履修教科科目表（2022年度）

第1学年（2022年度以降入学者に適用）

教科	科 目	単位数
国語	現代の国語	2
	言語文化	2
地理歴史	歴史総合	2
公民	公 共	2

教科	科 目	単位数
数学	数学 I	3
	数学 A	2
理科	化学基礎	2
	生物基礎	2
保健体育	体 育	2
	保 健	1

教科	科 目	単位数
芸術	音 楽 I	△2
	美 術 I	
外国語	英語コミュニケーション I	3
	論理・表現 I	2
家庭	家庭基礎	2
情報	情 報 I	2
L H R		1

第2学年（2021年度以前入学者に適用）

教科	科 目	単位数
国語	現代文B	2
	古 典 B	2
	古典講読 (文系)	2
地理歴史	世界史B	2
	日本史A	2
公民	政治・経済	2

教科	科 目	単位数
数学	数学 II	3
	数学 B	3
理科	物理(理系)	1
	化学基礎	2
化 学	1	
	科学課題研究 (理系)	1
保健体育	体 育	2
	保 健	1

教科	科 目	単位数
外 国 語	コミュニケーション英語 II	4
	英語表現 II	2
情報	情報の科学	1
	L H R	

### 第3学年（2021年度以前入学者に適用）

教科	科 目	単位数
国語	現代文B	3
地理歴史	地 理 A	2
理科	地学基礎	2

教科	科 目	単位数
保健体育	体 育	2
外 国 語	コミュニケーション英語Ⅲ	4
	英語表現Ⅱ	2

教科	科 目	単位数
	選択科目	14
	総合的な探究の時間	2
	L H R	1

### 3. 成績評価

学習成績の評価は100点法であらわす。

成績評価にあたっては、一斉試験（中間試験・期末試験など）の点数だけでなく、平常の学習状況・出欠席状態・レポートなどの提出物の成績も重視する。

寝坊等自己都合による定期試験不受験は、その科目的試験点を0点とする。また、公欠、出席停止、病気、入院、公共交通機関の遅延による不受験は、前後の試験点数をもとに試験点を算出する。

定期試験において不正行為を行った者は、当該定期試験全科目的試験点を0点にすると同時に懲戒処分に処する。定期試験に代わる教場試験で不正行為を行った者は、その試験点を0点とし、懲戒処分に処する。定期試験に代わるレポート・課題において剽窃を行った者は、そのレポート・課題の評価点を0点とし、懲戒処分に処する。

通年で実授業数の3分の1を超える欠課がある場合は、原則として、その科目の修得は認められない。学年成績は各学期の成績に関わらず30点以下とする。

【2021年1月教諭会】

## (2) 進級・卒業基準

進級・卒業の判定は、各教科の学年成績、全科目の平均点、出欠状況などについて下記の基準に従うものとする。

### 1. 進級を認める者（1・2学年）

次の(ア)(イ)のいずれかと(ウ)をみたした上で、その学年において修得した単位数が24以上の者。ただし2022年度以降入学者は、その学年において修得した単位数が25以上の者

- (ア) 学年平均60以上で不可科目1以内であること
- (イ) 学年平均65以上で不可科目2以内であること
- (ウ) 年間を通じて合計欠席日数が10日未満であること

### 2. 卒業を認める者（3学年）

進級基準の(ア)(イ)のいずれかと(ウ)をみたした上で、総修得単位数が80以上ある者

### 3. 原級扱いとする者

①病気休学または海外留学などによって進級に必要な単位数の修得ができなかった者（前者は休学原級、後者は留学原級という）

②学習成績において以下のいずれかに該当する者（成績原級という）

- (ア) 学年平均60未満の者
- (イ) 学年平均65未満で不可科目2以上の者
- (ウ) 不可科目3以上の者
- (エ) 各学年において修得単位数24未満の者。ただし2022年度以降入学者は、その学年において修得単位数25未満の者

③正当な理由のない合計欠席日数が30日以上の者

④原則として、合計欠席日数が年間の授業日数（出席すべき日数）の3分の1を超える者

### 4. 進級・卒業について判定を必要とする者

- (ア) 年間を通じて合計欠席日数10日以上の者
- (イ) 進級・卒業判定時において、生徒指導（謹慎・停学）を受けている者。

(ウ) 卒業論文において、著しく規定に違反しているか、または盗用・剽窃が著しいと認められた者。

## 5. 付 則

(ア) 不可科目とは学年成績が50未満で単位の修得が認められない科目をいう。

(イ) 不可科目の追・再試験は行わない。

(ウ) 原級留置の場合には、その学年の全科目を再履修しなければならない。

(エ) 原則として、同一学年を同じ理由で2回原級することはできない。ただし、相当な理由があると認められた場合には原級に留まることができる。

(オ) 欠席・欠課・遅刻・早退について

・欠 席：その日にある授業や行事すべてを休むこと。

・欠 課：その时限の授業や行事を休むこと。

・遅 刻：その时限の授業や行事に遅れること。

・早 退：その时限の授業や行事の途中で抜けること。

・換算欠席：欠課・遅刻・早退の回数4回をもって欠席1とみなした欠席。

[例：欠課1 + 遅刻2 + 早退1 = 換算欠席1]

・合計欠席日数：換算欠席日数と、通常の欠席日数を合わせたもの。

(カ) 休学について

休学の申し出は、11月末日までとし、期間は許可された日から当該学年の3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは、願い出により引き続き休学を許可することがある。

なお、本学院における休学手続きの概要は、以下の通りである。

### 【1学期】

申請日 (休学願提出日)	～4月30日	5月1日 ～5月31日	6月1日～
提出可否	可	可	不可
授業料等	免除	所定額	—
在籍料	50,000円	—	—

【2・3学期】

申請日 (休学願提出日)	～10月31日	11月1日 ～11月30日	12月1日～
提出可否	可	可	不可
授業料等	免除	所定額	—
在籍料	50,000円	—	—

【1982年6月、1983年2月、1985年5月、1990年3月、1990年12月、1994年10月、  
1997年3月、2003年1月、2004年3月、2012年3月、2015年7月2日、  
2020年3月14日、2022年1月12日、2022年1月24日教諭会】

### (3) 学部進学について

本学院を卒業したものは早稲田大学の各学部に入学できる。学部決定は本人および保護者捺印の「学部・学科・専修志望票」を基本に、3か年の学業成績および卒業論文の成績を基になされるが、2023年度3年生までは、学業成績・活動実績・学部への意欲などを基にした自己推薦（G選抜）によって決定されることもある。「学部・学科・専修志望票」提出後は一切志望先を変えることはできない。また、国内外を問わず他大学等を志望する場合は、必ず「学部進学辞退届」を以下の規定に従い提出しなければならない。「学部・学科・専修志望票」提出後に「学部進学辞退届」を提出することは一切認められない。

#### 「学部進学辞退届」提出の取り決め

- ・「学部進学辞退届」の提出は、3年次の4月以降とする。
- ・「学部進学辞退届」を提出した場合、その年度は取り消すことはできない。
- ・3年次に原級となった場合、次年度に学部進学辞退の意思を再確認する。
- ・学院経由で大学入学共通テストを受験する場合は、9月中旬までに「大学入学共通テスト出願希望届」を提出するとともに、指定された期日までに「学部進学辞退届」を提出する。
- ・国内の早稲田大学以外の進路を選択する場合、「学部進学辞退届」の提出期限は、調査書を記入した日か、または「学部・学科・専修志望票」提出日の早い方とする。
- ・海外の大学等を受験する場合に限り、「学部進学辞退届」は合格が出た段階で直ちに提出するものとする。ただし「学部・学科・専修志望票」提出以降は「学部進学辞退届」は一切受け付けない。
- ・学院在学中に高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）を受験する場合は、「早稲田大学以外の大学等を志望する」意思があるものとみなし、高卒認定試験出願前に「学部進学辞退届」を提出することとする。

【2010年9月、2016年2月、2019年9月、2021年9月、2021年12月教諭会】

## (4) 日本医科大学への推薦について

### 1. 推薦の定員および選考方法

本庄高等学院から、最大で2名を推薦する。

本推薦制度は、本庄高等学院独自の選考試験と、日本医科大学独自の面接試験の2段階方式とする。

### 2. 推薦基準

以下の条件を満たす出願者の中から成績・志望理由書・面接をもとに本庄高等学院からの推薦生を決定する。

- ・第3学年において、理系科目を選択している者。加えて、選択「生物」を履修していることが望ましい。
- ・第1学年および第2学年の「合計欠席日数」が、原則としてそれぞれ10日未満の者。
- ・第3学年の1学期の「合計欠席日数」が原則として4日未満の者。
- ・学業のみならず、他の分野でも活躍した実績のある者。
- ・日本医科大学が第一志望であり、志望理由が明確である者。
- ・日本医科大学に合格した場合、入学を辞退することはできない。
- ・卒業論文を執筆している者（書き上げることが必須条件）。
- ・第1学年の学年成績および第2学年の学年成績および第3学年1学期の成績の平均点がそれぞれ80点以上であること。
- ・第1学年の学年成績および第2学年の学年成績および第3学年1学期の成績に不可科目がないこと。
- ・5段階評定に換算した第1学年の成績および第2学年の成績および第3学年1学期の成績を合計した平均が4.3以上であること（全科目的5段階評定の合計点を全科目数で割り、平均点を算出する）。
- ・謹慎・停学の生徒指導歴がないこと。合格後に謹慎・停学になった場合は、合格を取り消すことがある。
- ・推薦入学の出願は、在学期間中1回のみ可能である。

### 3. 不合格になった場合

不合格になった場合は、早稲田大学に進学することができる（規定の条件を満たしていることが必須）。ただし、他大学等を受験する場合は、学院生活のしおりの「(3) 学部進学について」に定める日までに早稲田大学への進学を辞退しなければならない。

## (5) 卒業論文制作要項

本庄学院生は3年間の学習のまとめとして卒業論文を作成する。「自ら学び、自ら問う」という本学院の教育方針の具現化のひとつである。自分の決めたテーマにじっくりと向き合い、資料を集め、考察し、自分の意見をまとめ、それを論理的な文章に表す。この作業を通じて、問題意識を持つこととその解決方法、学術的な調査の方法、客観的な説得力を持つ文章の書き方、著作権や知的財産権への配慮等を学びながら自分自身の考え方を意識し、学部進学への自覚を促すことを期待している。

卒業論文への取り組みはすでに本学院への入学を決めた時から始まっているはずであるが、具体的なテーマ登録は2年生からはじまる。したがって、ここでは、2年生、3年生共に関わる事柄の内、重要なことのみを記すことにする。卒業論文の取り組み方、書き方については学院で用意した年度ごとに改訂される『卒業論文を書くにあたって』を熟読すること。

### 1. テーマ登録（2年生）

Web登録 10月中旬

登録は3年次に履修する選択科目と連動してくるので、LHRなどでの連絡に十分注意すること。登録〆切までに、時間に余裕をもって担当教員を探すこと。

## 2. 中間報告（3年生）

第1次中間報告 4月

テーマ登録からすでに5ヶ月が経過している。この間の進捗状況を報告する。提出はWeb登録で行う。

第2次中間報告 9月

夏休みを経過し、まとめの作業に入る前に、論文構成の確認のために目次と概要を提出する。提出はWeb登録で行う。

概要は和文4000字程度、英文5枚程度

## 3. 論文の枚数など

①用紙：A4、1ページに35行、1行は全角で40字（1ページあたり1,400字相当）。

Microsoft Word（doc、docx）で作成。

②分量：15枚以上。

③規程枚数には目次、本文、図表、注、参考文献リスト等を含める。ただしアブストラクトは含めない。

④印刷：A4（縦書き、横書きともに同じ）用紙の片面に印刷する。

⑤学院から配布される所定のファイルにとじること。

⑥表紙には、配付の所定の表紙を使用すること。

⑦やむを得ずタイトルの変更をしなければならない者は、事前に担当教員の許可を得ておくこと。

⑧英文の場合は、A4用紙にダブルスペース、半角で作成し、片面印刷で25枚以上とすること。枚数に含めるべき内容は和文の論文に準じる。Microsoft Word（doc、docx）で作成。

※①～③、⑧については、他に担当教員からの指示があれば従うこと。

## 4. 提出期限・提出先（3年生）

提出期限 12月中旬（予定）※日時の詳細は追って知らせる。  
(厳守)

提出先 学院事務所 ※一旦提出した後は、提出期限内でも差替えは認めない。

## 5. 評 値

100点満点で評点をつける。学部進学の成績としては進学基準点算出方法に従つて換算する。**2.** や**3.** 等の規定を満たしていない場合は減点の対象とする。

## 6. その他

卒業論文は学部進学及び日本医科大学の推薦条件の1つである。従って卒業論文を提出しない者、遅延等の理由によって受理を認められなかった者は学部進学及び日本医科大学へ推薦される権利を失う。

卒業論文において、著しく規定に違反しているか、または盗用・剽窃が著しいと認められたときには、学部に推薦しない。また、生徒指導の対象となる。

## (6) 第2学年選択科目 (2021年度以前入学者に適用)

### 1. 趣 旨

第1学年の科目履修は、音楽クラスと美術クラスに分け、その他の必修科目は共通に履修し基礎学力の養成に重点を置くものである。2年次からは基礎学力の向上を図るために、ゆるやかな文・理コース制を導入しそれぞれの進路に必要な選択必修科目を5単位履修する。

### 2. 選択必修科目

文系コース	配当単位	理系コース	配当単位
数学Ⅱ（文系）	3	数学Ⅱ（理系）	3
古典講読（文系）	2	物理 (物理1単位/理科課題研究1単位)	2

注1) 文系コースを選択したものは3年次には理系コースを選択することはできない。

注2) 理系コースを選択したものは3年次には文系・理系いずれのコースも選択できる。

## (7) 第3学年選択科目 (2021年度以前入学者に適用)

### 1. 趣旨

第3学年では、必修選択科目と自由選択科目の2種の選択科目を履修する。必修選択科目は大学の学部・学科での専門的な研究に必要とされる確かな基礎学力を育成することを目的とし、自由選択科目は幅広い教養や、豊かな感性を育成することを目的とする。各人の志望学部・学科を見据えて履修することが求められる。

### 2. 選択科目

#### 必修選択

文系コース	単位	理系コース	単位
古典B	2	数学Ⅲ（α）	3
政治経済	2	数学Ⅲ（β）	3
近現代の世界	2	物理	4
人文社会科学特論	2	化学	2
Academic English	2		
数学Ⅲ(文系)/国語(日本語総合)	2		

#### 自由選択

文系コース	単位	理系コース	単位
自由選択	2	自由選択	2

## 自由選択科目

教 科	科 目
国 語	批評を読む、早稲田大学と文学、和歌を読む
地理歴史科	地理学演習
数 学	幾何学入門、代数学入門
理 科	生物、農業と環境、地学
芸 術	アンサンブル、歌唱、美術、字の成り立ち（書道）
外 国 語	スペイン語入門、中国語入門、朝鮮語入門、フランス語入門、英語コミュニケーション（上級）
家 庭	食文化
情 報	多変量データ分析入門、情報と表現

### 3. 選択すべき科目数と単位数

文系コース

文系必修選択科目 6 科目12単位、自由選択科目 1 科目 2 単位の合計 7 科目14単位

理系コース

理系必修選択科目 4 科目12単位、自由選択科目 1 科目 2 単位の合計 5 科目14単位

### 4. 選択科目の登録

選択科目の登録は、原則として第一次登録、第二次登録の 2 段階とする。

第一次登録で定員を超えた講座については抽選を行う。

抽選に外れた科目に対し、欠員がある講座についてのみ第二次登録を行う。

### 5. 選択科目の評価

評価は100点法でおこない、卒業・進学判定の対象科目となる。

### 6. 基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部、教育学部（理学科、数学科）への進学

第 3 学年の理科の必修科目（地学基礎）、理系進学者の必修選択科目（数学Ⅲ  $\alpha$ 、数学Ⅲ  $\beta$ 、物理、化学）に不可科目（50点未満）があるときは進学を認めない。

【2016年7月7日 教諭会】

## **7. 学部選択について**

文系コースを選択したものはA群、B群のいずれかの学部・学科に進学できる。理系コースを選択したものはB群、C群のいずれかの学部・学科に進学できる。

A群：文化構想学部 / 文学部 / 教育学部教育学科・教育学専攻教育学専修・生涯教育学専修・教育心理学専修 / 国語国文学科 / 英語英文学科 / 社会科地理歴史専修・公共市民学専修 / 商学部/ 社会科学部（2021年度以降入学者はB群扱い）

B群：政治経済学部 / 法学部 / 教育学部教育学科初等教育学専攻および教育学部複合文化学科 / 人間科学部 / スポーツ科学部/国際教養学部

C群：教育学部理学科・生物学専修・地球科学専修 / 教育学部數学科  
基幹理工学部 / 創造理工学部 / 先進理工学部

### **参考：2022年度以降入学者の学部進学**

文系コースを選択したものは文系学部・学科のいずれかに進学できる。理系コースを選択したものは文系学部・学科、理系学部・学科のいずれかに進学できる。

文系学部・学科

政治経済学部、法学部、文化構想学部、文学部、教育学部（理学科・數学科を除く）、商学部、社会科学部、人間科学部、スポーツ科学部、国際教養学部

理系学部・学科

教育学部（理学科・數学科）、基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部

## (8) 各教科授業方針

本学院の教育方針は次の通りである

- ◇断片的な知識の集積ではない、総合的な理解力、個性的な判断力を涵養する。
- ◇様々な機会をとらえて、人間・社会・自然に対するみずみずしい感性を育成する。
- ◇知識と実行力・気力と体力との総合を期する。
- ◇「自ら学び、自ら問う」ことを学習姿勢の基本とする。

本学院の授業は、この方針を基本として展開するが、以下、各科の授業方針を紹介しておく。

### 第1学年

#### 国語

国語は思考力の訓練科目であり、すべての科目の基礎となるものである。

人間は言語を通して世界と相対している。<sup>あいたい</sup>言語を用いて思考をめぐらせ、言語を用いて他者との意思疎通を図る。人間的な営みの基底をなすものは、とりもなおさず言語であり、言語を用いることこそが、人間が人間たりうる不可欠の要件だといえるのである。国語がすべての科目の基礎科目と呼ばれる所以である。

授業では、「読む・聞く」という「言葉を理解する力」、「書く・話す」という「言葉を表現する力」を、種々の実践を通じて伸長させてゆく。

まず授業を通して身につけてほしいのは、日本語という表現にたいする深い理解であり、それに裏打ちされた確かな読解力である。いまでもなく、主体的・自主的な取り組みを欠いては、実のある学習にはならない。まして受験勉強という制約がない環境では、なおさらである。生徒諸君においては、たえず知的探究心をもって、さまざまな著者の考えを自分なりに咀嚼し、自分自身の思索を深め、見識を高めてほしい。もとより、授業内で扱う文章には限りがある。そこで、第1学年にかぎって『読書

の記録』という冊子を配布し、一定量の読書を課している。ぜひとも『読書の記録』を励みに読書量を増やし、「要約」「感想」の執筆を通じて的確な読解力、表現力を培つてもらいたい。

最後に、本学院国語科の掲げる重点目標を以下に列挙しておく。

①表現力のさらなる涵養

- ・調べ学習をもとに報告文を作成できる力を養う。
- ・文章表現の育成とともに口頭表現（プレゼンテーション）の方法を習得し、その実践を通じて総合的な表現力を身に付ける。

②様々な文章を読解する力の養成

- ・古文と現代文の比較読みを行う。また近代の擬古文を読める力を養う。
- ・近代以降の文章で、他ジャンルの文章との比較読みを行う。具体例としては、小説と評論、文芸作品とそれを扱う論文などが挙げられる。
- ・漢詩文の読解を通して、中国の思想、歴史、物語を学び、今日の日本語の礎となつた漢文訓読体に親しむ。
- ・短歌、俳句、近代詩などの詩歌を鑑賞できる力を養う。
- ・外国文学や翻訳文を読み、文化の違いによる物の考え方の違いを知る。特に修学旅行を意識した中国やアジアの作品を第1・2学年から取り上げていく。

③高大一貫教育の視点

- ・日本語、日本文化に対する教養を身に付け、多様な価値観を認める豊かな知性を育てることにより、国際化社会で活躍する人材の土台となるものを築く。
- ・大学での学習の基礎的な力を養える文章を読み、その思想性も併せて学ぶ。教科書に載らないものでも幅広く扱い、国文学の領域のみならず、外国文学・言語学・哲学・民俗学・文化人類学・アジア学・アフリカ学、さらに社会科学・自然科学に及ぶ様々なジャンルの文章を読解する力を養う。
- ・卒業論文に向け、論文作成における文章作法、情報収集の方法などを指導する。

## **地理歴史・公民**

### **歴史総合**

第1学年で週2時間履修する。日本を含む世界の歴史について、近現代に分類される時代を中心に学習し、歴史はもちろんのこと、現在世界で起こっている社会問題等に対する興味、関心を深めていくことがこの授業の大きな目的である。

授業時間の都合上、それぞれの時代について深く掘り下げ、考察する時間を授業中に取ることはなかなか難しい。そのため、自らが興味、関心を抱いた時代、地域、人物、出来事に関しては、自由に利用することのできる本庄高等学院、並びに大学の図書館に存在する膨大な文献等を用いて、積極的に調べ、能動的に学習して欲しい。

なお、授業は適宜視聴覚教材を用いながら講義を中心に進め、成績評価は定期考査を中心に行う。

### **公　　共**

人間は個人的存在であると同時に公共的存在である。すなわち、われわれ人間は、たしかに、固有の肉体をもち、固有の名前をもって生きてはいるが、同時に、社会の一員として生きざるを得ない存在（＝公共的存在）でもある。高等学校の「公共」は、このように、個人的存在でありながら同時に公共的存在でもあらざるを得ないわれわれが、いかにすれば個人の尊厳を守りつつ、他者との共生を実現することができるのかを考える科目である。インターネットをはじめとする情報技術の発達により、公共空間が際限なく広がりつつある現代社会において、こうしたことを考えることの重要性はますます高まっていると言えよう。1年次の「公共」では、こうしたことについて、なるべくその根底のところから考えてみたいと思うが、そのために、授業では、これまで多くの先人が培ってきた、人間や社会について考える場合のさまざまな「型」（哲学・思想・宗教など）を学び、さらに、それらを参考にしながら、個人的存在であると同時に公共的存在でもあるわれわれが、この現代社会において、いかにすれば最も人間らしく生きることができるのか、ということについて、さまざまな方面から、深く考えてみたいと思っている。そこで培われた力は、2年次の「政治経済」の学習に

おける知識の土台となり、その内容をより深く理解するための手助けともなるであろう。

## 数 学

本学院の数学科の目標は「基礎学力の徹底」と「数学する心を培う」ことである。受験数学は主に問題解法の技術を身につけることが主眼になる。高校受験のときも「数学は暗記だ」と思って数学を学習してきた学院生も少なくないのではないだろうか。だが本学院では、それ以上に「数学する心を培う」ことも目指す。数学は理工系学問に応用されるばかりであったが、最近では社会科学、例えば、経済学、経営学、社会学などの方面にも数学の成果や方法がどしどし取り入れられている。つまり、数学の専門家になるつもりのない人でも、数学を使えるように大要をつかんでおく必要がある。そのため、本学院では3年間数学を学習する生徒が大多数である。

目標の1つである「基礎学力の徹底」をするために、3年間を通じて、学院生に心がけてほしいことは次の4点である。

(1) 略された解答に自分なりの答えを付け、過程を大事にすること

本学院で扱うテキストの解答には最終的な値しか書いていないものが多い。それは自分の力で考え、行間を埋めることを期待しているからである。自分が一番納得のいく形の解答を作ることで数学の能力は大きく上昇する。

(2) 問題演習は自らの手でたくさん行うこと

せっかく証明した定理も使わなければ宝の持ち腐れである。道具として自由に使いこなせるまで演習し、自然と手が動くようにすべきである。そのためには、紙と鉛筆を持ち、途中式、図などを書く労力を惜しまないこと。解説を読んで理解するだけでは不十分である。定理の使い方が熟練してくると、定理の証明や前提条件の必要性など理論に対する理解も深まってくる。

(3) 質問をすること

学習を進めれば疑問が出てくるのは当然である。その場合は教員に直接質問すべきである。その際には自分でどこまで考えたかを話して、簡単なヒントをもらうことが望ましい。

#### (4) 数学は積み重ねの学問であること

第1学年で学習したことは、第2、第3学年でも利用する。つまり第1学年からしっかりととした学習習慣をつけ、数学を身につける必要がある。あとで復習するときにもすぐ思い出せるように、ノートをしっかりととり、蓄積してほしい。また授業の内容は連続しているので、ルーズリーフ1枚で臨むような態度は失格である。

以上のこと踏まえ、自分で納得するまで考えるという習慣をつけてほしい。数学は暗記ではない。解法の暗記は忘れてしまうと何も残らないが、自分でしっかりと考えたことは、すぐに思い出せる。

## 情 報

### 情 報 I

カリキュラム改訂により、2022年度1年生より新指導要領の内容となる。今まで、1年生1単位、2年生1単位で履修していた内容の大部分を1年生2単位で履修することになる。

基本的には以下の2つの大きな柱に沿う。

- 1学期は、今後諸君が高校・大学における探求・研究活動で必要となるアカデミックリテラシーの基本について学習する。特に基本的なプレゼンテーションスキル、より良いレポートや論文を書く力である論文リテラシー、情報を批判的に読み解く力であるメディアリテラシーの基本、基本的な統計・データ分析の力を養成する。
- 2学期は、情報表現技術を中心に展開する。具体的には基本的な画像処理技術、動画制作、Web作成、プログラミングに焦点を当てて授業を行う。

成績は以下の観点で採点する。

- 1学期・2学期に中間試験を実施する。
- レポート・小論文・PPTスライド等の提出物。要領を守り、良いものを作るよう努力してほしい。
- エレベータープレゼンテーション・レディメイドプレゼンテーション、課題発表におけるプレゼンテーション

## 理 科

### 理科の学習をはじめるにあたって

理科は、身の回りで起こっている現象を科学的に理解し、その知識を人間生活に役立てるための学問である。

高校では理科を、物理・化学・生物・地学の4つの分野に分けて授業を進めるが、それぞれが独立しているわけではなく、すべてにつながりがある。分野は便宜的に分けているだけであり、どの一つが欠けても理科は成り立たない。全ての科目で常に他の理科の授業で学んできたことを念頭に置きながら学習に臨まねばならない。

これから始まる授業では、1年生では生物分野と化学分野を、2年生では物理分野を、そして3年生では地学分野を全員が学習する。また、主に大学の理工系に進学を希望する生徒のために、より内容の濃い選択授業を2、3年生に用意している。

これらの理科を学習するにあたり重要なことは、事柄の暗記ではなく、現象を注意深く観察し、その中に潜んでいる原理や原則を筋道立てて解明していくプロセスを経て、矛盾なくその現象を説明できるようになることである。

また同時に自分の考えを人に伝えるための技術を身に付けることも重要である。世の中にあるどんな研究や発明も一人だけで成し遂げられたものはほとんどない。自分の考えを他者に伝え議論を重ねることが自然をより深く理解する助けとなるのである。自分の考えを伝える機会は授業中の発言、試験の解答やレポートのみならず、課外活動にもそのチャンスがある。それは日本国内にとどまらず海外にも及ぶ。諸君の先輩たちはこのような機会をとらえ大きく飛躍している。

これから高校生活を始める諸君が、高いモチベーションを持ち、継続的な学習を続け、夢を叶えるためのしっかりととした基礎を固めることを期待している。近道は無いので、着実に一歩一歩、地道に前に進もうと努めることを切に願う。

### 化学基礎

化学という学問の進展により様々な物質の組成や構造を調べるための手法が開発されて、物質の最小単位などの性質が明らかにされてきた。また、そこから得られた知

見をもとに新しい特性をもつ有益な物質が得られてきた。例えば、手や指についた新型コロナウイルス対策に石鹼による手洗い、手洗いがすぐにできない状況ではアルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール）が有効とされている。但し、エタノールは新型コロナウイルスの膜を壊すことで無毒化しているが、口タウイルスやノロウイルスには効かず、また幼い子どもの手を荒れさせる危険もある。一方で、石鹼の作用は手にはマイルドであるが、ウイルスには破壊的である。では、日ごろ何となく使用している石鹼がどのようにウイルスを除去しているか考えたことはあるだろうか。

化学基礎を学ぶことによって、こういった身の回りで起こっている現象の背景にある仕組みを理解することができる。より具体的には中学校の学びの延長として、1学期には、さらに身近な塩と砂糖の違いについて扱う。舐めてみれば、その違いは明確に認識できるが、日常生活で触れることのない毒性が強い物質については味で調べることは不可能であるため、正体不明の物質を調べる時には味ではなく、化学的にどのように調べたらよいかといった内容を扱う。

毎回の定期試験の他、実験も7回程度行われ、その都度、実験レポートを提出してもらう。理科系に進学する人たち以外は一生のうちで最後の化学の勉強になる可能性もある。身の回りの事象に密接に関わっている項目ばかりを扱うので、何としても全員が化学の基本を身につけるように努力してほしい。

## 生物基礎

我々が幼かった頃のことを見てほしい。小さな子供が最初に持つ疑問（ほとんどの場合「なぜ」という問い合わせをする）は自然に関する事、特に生物に関するものが多い。しかし、不思議なことであるが、ある程度大人になると、この素朴な問い合わせを行わなくなってしまう。学院での理科の授業中には、常にこの素朴な心を持ってほしい。

この地球上に生命が誕生したのは約38億年前であるといわれている。現在地球上には名前が付けられているものだけでも約175万種の生物が生存している。このように長い歴史を持った多様な生物をひとつひとつ見ていくことは大変困難なことである。

しかし、よく調べてみると生物には、ある共通の性質があることが分かる。

それは、(1)生物の体は全て細胞が集まってできていること、(2)生物は生物から生じ、親の性質が子孫に伝わっていくこと、(3)生物は様々な刺激に対して反応し生体としての調節をおこなうこと、(4)生体内では様々な化学反応がおこっていること、(5)地球上に存在する様々な生物がお互いに複雑な関係を保ちながら生きていること、(6)生物は長い時間の流れの中で変化してきたこと、などである。私たち、ヒトも多様な生物種の一つに過ぎない。生物を知るということは我々自身を知ることにもなる。20世紀後半、生物学は大きく発展し、その成果がバイオテクノロジーや先端医療技術として人々の日常生活に大きく関わってきている。21世紀を生きていく我々にとって、これらの知識は不可欠のものとなる。このことについても授業では教科書を離れて取り上げていく。

以上の事柄は実際にはそれぞれが密接に関係し合っている。一つ一つの具体例をただ『知って』いてもしょうがない。大切なことはそれらを自分で関連づけ、未知の事柄に適用していく過程、すなわち『考える』ことだ。そのことを授業中はもちろん日常的に心がけて欲しい。

## 保健体育

中学から高校にかけての発育期は、積極的・計画的に身体活動をおこなって、健康を保持増進し、たくましい身体と心を作ることが重要であるが、一般にこの時期は受験勉強のために、運動を軽視しがちであると言われている。これでは体力の向上は望めず、人間が生活していく上で大切な土台作りはできない。本学院は、大学受験のための勉強は必要としないので、この大久保山の恵まれた自然の中で、多くの仲間たちと一緒にになって多くのスポーツを通じて体力づくりに励み、この3年間を人間形成においても意義深いものにして欲しい。

## 体 育

### ①基礎体力づくりを目指す

様々な種目を経験し、幅広い体力づくりを考える。体力づくりのために各種のト

レーニングを実施する。

②グループ学習を中心に授業を行う。

体育の学習は、積極的に参加し、友人の技術を見て、自己の技術を高めていくことも多く、球技種目のゲーム等で互いに協力しあうことが大切である。

以上のこととを指導の重点とする。また、2学期のマラソン大会に向けて持久走を計画的に実施していく予定である。

## 保 健

保健の学習の目的は、健康に関する基礎的、基本的な知識を理解・習得し、健康な生活を営めるようにすることである。それには、現在はもちろん将来の生活における健康の問題を生徒自らが発見し、解決できるようにしなければならない。そのためには、社会活動の基礎である健康についての問題意識を持ち、学習に取り組むことが大切である。映像資料を活用した学習を展開する中で、問題に対する理解をより深めて欲しい。

## 芸 術

### 音 楽 I

みなさんは、中学校までの音楽の授業で、何を学んできましたか？

合唱コンクールがあった学校では、授業でも合唱などの歌を多く歌ってきたことでしょう。箏や三味線などの和楽器を学んだり、ギターやアコーディオンなどの器楽を学んだりした人もいるでしょう。中には、歌の実技試験やリコーダーの単元が苦手で音楽の授業がトラウマになってしまった人もいることでしょう。

この本庄高等学院における音楽の授業では、今まで習ってきたことにお得な情報を加え、新しい楽器などに挑戦することで、より発展的な音楽を楽しんでもらえたらと思います。

そして、この学院では歌唱やリコーダーでの個人実技試験は課していません。ただし、1学期や2学期には、単元ごとにグループで学習した成果をクラスの生徒の前で発表してもらいます。共同作業を通じてクラスの交流を是非深めてください。3学期

には、コンサートと称し、個人や団体で自由に発表してもらいます。自分の得意なもの、挑戦したいものを見つけ、練習に励んでください。

高校の課程における音楽の役割は「種蒔き」のようなものです。音楽は文化そのものですから、音楽を通じて歴史や地理、思想など色々なことを学べます。また、色々な音楽に触れることで、音楽の可能性を追究することができるでしょう。そこにつながるような“種”を蒔くことで、みなさんの将来において音楽が少しでも身近な存在になればと思います。

幸いなことに、みなさんが進学できる早稲田大学には音楽系のサークルがたくさんありますので、授業での知識や経験はそこでの活動に役に立つかもしれません。そして、大学で音楽を続けなくとも、大人になって、また始めてみたくなることがあるかもしれません。音楽を含む芸術科目は、生涯に亘って学び続けることができます。一度学びを止めても、いつでも始められる素晴らしいものですから、週2時間の授業をフル活用して学んでください。

最後に、音楽では週2時間の授業を2回に分けて行います。なので、みなさんは週2回稲稜ホール棟に通うことになるわけです。校舎棟からは離れてますが、雨にも負けず風にも負けず、暑さにも負けず寒さにも負けず、稲稜ホール棟に来てください。週2回の音楽の授業が彩り豊かな時間になることを祈っています。

## 美術 I

美術の授業では、「デッサン」と「絵画」と「デザイン」の基本を1年でしっかりと身につけることを目指します。以下に、主な課題を紹介します。

「デッサン」は、鉛筆で身近にあるものや手や顔を質感の違いを描き分け、立体感を表現できるようにします。

「絵画」は、絵具でリアルな描写に挑戦し、林の光と空気に包まれながら屋外写生をします。

「デザイン」は、アクリルガッシュで思い通りの色を混色して平面構成をしたり、創作お面で立体デザインも制作したりします。

それぞれの課題を努力を重ねて描き込み、作り込んで完成させる。その作り上げる

楽しさ、喜びを味わって欲しいと思います。

## 英 語

### 1. 英語コミュニケーション I

「ENRICH Learning English Communication I」(東京書籍)を用いて、聞く・話す(発表・やりとり)・読む・書くことの5つの領域の基礎的な能力を養う。英英辞典なども使い、十分な予習・復習をして授業に臨むこと。予習や復習の手段としては、新出単語の意味調べや本文の内容理解、リスニング、書き取り等様々な方法があるが、自分のニーズに応じて適切な学習方法を体得してほしい。

### 2. 論理・表現 I

「Factbook English Logic and Expression I」(桐原書店)を用いる。話すこと〔やりとり〕、話すこと〔発表〕、書くことの3つの領域の基礎的な能力を養う。論理・表現の科目名にある、「論理」とは、文と文の関係のことを指す。つまり、内容に適した語彙・表現、文構造を用いて話したり書いたりすることや、正解が1つとは限らない問い合わせについて、理由や根拠を明示しながら意見や考えを伝えることが求められる。なお、文法項目等は参考書の「Factbook」を活用し、事前にオンデマンド教材で学習し、授業内で学んだことを積極的に使用してほしい。

### 3. English Language Expression-I (ELE-1)

オリジナルの配布教材等を利用しながら、英語が話される状況を意識して、英語でのプレゼンテーション(共通トピック)や議論を深める活動に取り組む。話すこと(発表、やりとり)、書くことに慣れていく。

※StandardとAdvancedの2グループに分けて実施する。

※論理・表現IおよびELE-Iのルーブリックに基づく評価を合わせて論理・表現Iの成績とする。

4. 年2回、英語資格試験を実施する。春は全員がGTEC (Advanced)を、秋は英語力に応じてTOEFL ITPかTOEFL Juniorのどちらかを受験する。

## 家庭科

家庭科は、生き方を模索する教科である。そして、社会に貢献する人となることを目指す。

### 授業の進め方

1. 基礎教養としての家庭科は、時代の変化に押し流されることなく、「生活は何によって成り立っているのか」の基本を学び、「生活の中にどんな希望があるのか」を考え、生活者としての主体性を確立させることを目標とする。
2. 家庭・社会の生活、人の心のあり方は時と共に変わり、新たな事象が次々と起っている。この現実を自分達の身近な生活に引き戻し、そこから題材を選び教材化していく。そこで現在直面している問題を把握し、切り開く展望と実践力を培う。
3. 生活経験の少ない現状を、追体験によって実感しておく。  
生活を営む知恵と技をバランス良く学習の中に取り入れ、一方に偏ったり、分断しないよう展開していく。

## 第2学年

### 国 語

第2学年においては、必修科目として「現代文B」、「古典B」を履修する。文系選択の生徒は、この二科目に加えて「古典講読」も履修する。

#### 現代文B

教科書掲載作品、自主教材を用いて、近代以降のさまざまな文章を読み解いていく。文章読解においては、文脈を的確に読みとる力、文脈にもとづいて整合的に解釈する力の習得に重点を置く。また、レポート作成を通じ、表現力の育成もめざす。合理的な思考方法を身につけ、批判的な知性を養い、自分自身で世界を捉えることのできる礎を築くべく、授業実践を行っていく。

#### 古典B

教材は『古典B 古文編』（筑摩書房）掲載作品を中心に扱う。第1学年で学習した古典文法（特に用言・助動詞）の知識を確固たるものにすべく、平安時代の古典文学を中心に読み進める。さらに、文脈に即した判断が求められる敬語についても実践的に学ぶ。作品読解につながる歴史・文化・思想等にも具体的に触れていく。

#### 古典講読

教材は『古典B 漢文編』（筑摩書房）掲載作品を中心に扱う。日本語・日本文化に長年にわたり多大な影響を与えてきた漢文について、漢詩・小説・史伝・思想の各方面から読み進める。日本古典文学における漢詩文享受のありようを探るなど、高度な古典読解の学習も考えられる。発展的領域の学習を通じて、文系としての素養を磨くことを目指す。

## **地理歴史・公民**

### **日本史A**

歴史を学ぶことは単に歴史上の人物の名前や事件の起こった年の年号を暗記することではない。それぞれの時代に生きた人々の意識、考え方を理解し、それが時間の経過でどのように変化、発展して行ったかを考えることである。それは私たちが生きている現在を知ることであり、さらには今後どのような方向へ歩んでいくのかを考える力につけるためである。

このような考えに立って、近現代の日本史Aを学習する。進学学部の如何に関わらず、社会人になってもその知識は必要とされるので、しっかりと学習して欲しい。

### **世界史B**

第1学年で、西洋史の分野を学んだ後を受け、第2学年ではアジア史の分野を学習する。古代から現代までのアジア史の全体像を理解することを目的とする。成績評価は定期試験を中心に行なう。

教科書は第1学年と同一のものを使用する。

### **政治・経済**

世の中に何の問題も無いのであれば、社会について深く学ぶ必要も無い。しかし、問題はいつでも、どこでも、限りなく存在する。民主的な社会では、誰もがその解決に権利と責任を有している。「この社会には何の問題も無い」と思うなら、それこそ大問題である。

学院生には、社会に潜む問題を発見し、それらを読み解いて、解決策を求めてゆく能力と責務がある。本庄高等学院の「政治経済」では、次の3点を授業の目的とする。

- 1) 自らを社会に生きる存在として再発見し、自己形成の基礎とする
- 2) 同時代感覚・当事者意識をもって問題発見／解決の思考を鍛える
- 3) 社会事象の因果関係の考察を通じ、社会科学的思考の基礎を養う

授業では現代世界のさまざまな問題をとりあげ、経済、法、政治、経営等の分野

からどのようにアプローチできるのか紹介する。各分野の基礎知識に加え、学際的な問題解決が求められているようすを学び、学部選択・進路設定の助けとしたい。

学院生諸君からの発言・問題提起を大いに歓迎する。クラスも1つの社会であり、問題関心を共有する場としたい。

評価は、知識・概念の理解だけでなく、諸問題を自らとらえ、論を組み立て、表現する力を重視して行なう。

## 数 学

### 概要

第2学年では、すべての学院生が「数学Ⅱ」、「数学B」を受講する。「数学Ⅱ」では文系・理系によってクラスを分けるが、扱う単元や進度は基本的には変わらない。「数学B」では文系理系混合のクラスで学習をする。主に「数学Ⅱ」では微分積分、「数学B」では線形代数や確率・統計を扱う。当然、数学は積み重ねの学問であるから、第1学年で学習したことすぐに思い出せるようにしておく必要がある。第1学年時のテキストやノートを手元に置いておき、すぐに参照できるようにしておくことが望ましい。

### 文系

数学を学習することの意義は、思考における論理性と柔軟性を身につけるにある。論理性は、正しい答を導き出すために必要であることは勿論のこと、正しいことを、正確に他者に伝え、納得させる上でなくてはならないものである。また、柔軟性は様々な状況における困難な問題を乗り越えていくために不可欠なものである。しばしば数学は答が一つしかない学問であると言われるが、少なくともそこに至る過程は一つではない。

多様な場面で必要となる、微分・積分、線形代数、確率・統計の三つの分野を題材に、主体的な学習を地道におこなうことによって、将来に活かせる力を身につけてもらいたい。

## **理系**

第2学年で触れることとなる微分積分と線形代数は「理工系にとっての九九」である。つまり、これらの基本的な計算の習熟が強く求められる。そのため第1学年にも増して時間を割き、日頃から自らの手で問題演習を行うべきである。

さらに、理系に進学するのであれば「基礎学力の徹底」にとどまらず、「数学をする心を培う」ことも目指したい。数学は純粋な理論体系である。定義や公理を土台として、どのように命題や定理が構成されており、どのように証明されるのか、これらの命題がどのようにつながっているのかにも着目してほしい。そのためには、証明を自分の力で再構成してみること、他人に説明すること、具体例をたくさん作ることなどをおすすめする。また、第2学年で扱う内容は物理や経済に頻繁に利用される。授業ではこれらに数学がどのように用いられているかという案内も併せておこなう。

## **情 報**

### **情報の科学**

2年は情報表現とメディアリテラシーを中心に展開する。具体的には、基本的な画像処理技術、動画制作、統計解析言語R、Webページによる情報発信に焦点をあてて授業を展開する。

1年と2年で学んだ内容は、レポートや卒業論文、プレゼンテーションスライドを作る際のデータ収集、整理、加工、分析、Webページによる情報発信において必要なスキルである。学院生活の様々な場面で大いに役立てほしい。また、学んだHTMLやRについての知識は、諸君が大学進学後の授業で役立つはずである。

成績は提出物による。提出物は要領をよく守っていいものを作り努力してほしい。

## 理 科

### 科学課題研究

理工系進学希望者の選択授業の一つである理科課題研究は、以下の目的を達成するための授業である。

- (1) 課題を設定し、観察、実験などを通して研究し、その成果を研究報告書にまとめ、発表するなど、一連の研究の過程を経験し、科学的に探究する能力と態度を育成する。
- (2) 研究の成果については、論理的な思考力や判断力、表現力の育成を図る観点から、報告書を作成し、発表を行う機会を設ける。
- (3) (1)、(2)を通じて卒業論文作成に必要な素養を修得する。

科学課題研究の成績は物理と合わせて100点満点で算出する。

### 物理

理工系進学希望者の選択授業の一つである物理は、1年生の時に学習した物理基礎で、「発展」とされていて授業では扱わなかった分野を補い、理科課題研究をスムーズに行うための基礎知識を身につけるための授業である。成績は課題研究の点数と合わせて100点満点で算出する。

### 化学基礎・化学

本学院は3つの理工学部、教育学部と人間科学部の理科系に進学する諸君がいる。そこで、これらの学生は大学における基礎的な理科の知識と考え方を身につけなければならない。また、文科系の学部に進学する諸君にとっても理科の素養は大変重要である。一般入試で早稲田大学に入学していく多くの学生とはこの点が異なる。高校時代は勉強の幅を狭めることなく、いろいろな分野にふれ、大学に入って専門を極める。これは豊かな創造力を生み出す一つの方法である。まずは原子、分子、mol の計算—38の方法、及び中学校の延長線上にある酸・塩基の基本を実験を通して学んだ後、

気体、酸化還元、無機化学、有機化学を取り扱う。年間10回試験があり、実験も7回程度行われその都度レポートを提出してもらう。どの分野も身の周りの事象に密接に関わっている項目ばかりだ。理科系に進学する人たち以外は、一生のうちで最後の化学の勉強になるかもしれないのに、なんとしても全員が化学の基本を身につけるように頑張って欲しい。

## 保健体育

体育においては、基礎技術の習得を目標とする。保健においては、現代社会と健康をテーマに、1年間の学習を通して、生涯にわたる真の健康づくりを目指した内容にしていきたい。

### 体 育

#### ①運動能力の向上

1年時で習得した基礎技術をさらに向上させ、多くの種目により深く触れることによって、総合的な運動能力の向上を図る。

また、各種のトレーニングを通して、基礎体力を向上させる努力を、自ら進んで年間を通して行って欲しい。

#### ②全員参加・協力を重視

体育は積極的な行動なくしては、その目的を達成することはできない。自ら体験し、学習することを第一と考え、技術の習得に励んで欲しい。

また、球技等はチームプレーが大切な要素であることは周知の通りであるが、個人競技においても相互に協力し合いながら技術を高めることが大切である。また、2学期のマラソン大会に向けて持久走を計画的に実施していく予定である。

### 保 健

2年の学習内容は「生涯を通じる健康」「社会生活と健康」の2単元である。将来の社会生活のために、また自分自身の健康のためにも問題意識をもって取り組んで欲しい。自学自習を主体とし、映像資料を活用した学習を展開する中で、社会問題に対する理解をより深めるきっかけとして欲しい。

## **英 語**

### **1. コミュニケーション英語Ⅱ**

文部科学省検定コミュニケーション英語Ⅱの教科書「POLESTAR English Communication II」(数研出版)を用いる。前年度、コミュニケーション英語Ⅰで学んだ技能を基礎とし、英語を聞き・話し（発表・やりとり）・読み・書くというコミュニケーション能力を一層伸ばすこととする。辞書を活用しながら、予習・復習に力を入れてほしい。教材の中の重要な表現を使いこなしたり、メディアの英語を聞いたり、英語で自分の考えをまとめるなど、自発的な学習を望む。

### **2. コミュニケーション英語Ⅱ (EC2)**

The main focus of this once-a-week class will be on oral presentations . Students will practice the skills needed to give a well-delivered talk on a given topic.

※StandardとAdvancedの2グループに分けて実施する。

※コミュニケーション英語ⅡおよびEC2のループリックに基づく評価を合わせてコミュニケーション英語Ⅱの成績とする。各自の力を大いに發揮して英語で情報や意見のやりとりをする経験を重ねていこう。

### **3. 英語表現Ⅱ**

授業では、「GRAND VIEW English Grammar in 48 Stages」(Chart Institute) を継続使用する。参考書の「基礎からの新々総合英語」を併用して、英文法の体系的な理解を目指していく。予習・復習に時間をかけ、その文法事項を実生活・実社会の場面で使いこなせるように、自分なりに整理する。自主学習の一層の充実が望まれる。

**4. 年2回、英語資格試験を実施する。春は全員がGTEC(Advanced)を、秋、TOEFL ITPを受験する。**

## 第3学年

### 国 語

第3学年では、必修科目として「現代文B」を履修する。また、文系選択の生徒は「古典B」も履修する。

「現代文B」では、教科書に所収されている文章に加えて自主教材を用いながら、来るべき学部進学に備えて、よりいっそう的確な読解力とともに高度な思考力を身につけてもらうべく授業を展開してゆく。たとえば、同じテーマを扱った複数の評論文に目を通し、各論者ごとの多様な観点を比較しつつ、そのテーマについて考察をめぐらす。あるいは、ある小説を精読し、そのうえでその作品を論じた評論や研究論文などを取りあげて、「解釈」とは何かということについて考えを深めてゆく。そのような授業実践を通して、自己の考えを相対化し、物事を多角的に捉える、確かな思考力を育んでゆくつもりである。

「古典B」は、2年次に引き続き、教科書『古典B 古文編』（筑摩書房）掲載作品を中心に扱うが、精選された自主教材も積極的に用いた授業を展開する。1・2年次に学習した古典文法を実践的に活用した文章読解を行うとともに、歴史・文化・思想・芸能等の関連事項も随時取り上げ、古典作品のもつ多様性への理解を深めていく。古典文学や伝統文化に対する関心を高めることを目指す。

### 地理歴史・公民

第3学年では「地理A」を必修科目とする他、文系選択必修科目の「政治経済」・「近現代の世界」・「人文社会科学特論」、自由選択科目「地理学演習」を設置する。

#### 地理A

私達が日常生活を送っている都市空間は、様々な社会的・経済的な要因によって、常に変化しつつある。それらは景観の移り変わりや、都市における様々な問題、そこに生活する人々の行動やライフスタイルの変化として現れる。

授業では、ふだん私達が生活している都市の様々な側面に焦点を当てながら、それ

ら個々の事象がどのように成り立っているのかを地理学的な視点から解釈する。いくつかの事例地域をもとに、自然・人文の両面から地域の持つ特殊性や地域の変化を考える。地表面にみられる様々な問題を生み出した個々の要因をみると同時に、全体との関わりを意識しながら授業を進めていく。

授業で扱うテーマは多岐にわたり、他の科目と関連する部分も多い。時事的な内容を多く含むため、普段から様々な報道に広くアンテナを張って授業に臨むことが必要である。中学校までの「地名や産物を覚える」式の地理学習は手段の1つではあるが、目的ではないことも認識しておいてほしい。

## 理 科

### 地学基礎

この宇宙に宇宙人は存在するだろうか？　ここで次の式を考えてみよう。

$$N = R_* \cdot f_p \cdot n_e \cdot f_l \cdot f_i \cdot f_c \cdot L$$

ただし、

$R_*$ ：銀河系で1年間に恒星が生まれる数

$f_p$ ：生まれた恒星が惑星系をもつ割合

$n_e$ ：惑星系のうち、生命に適する惑星の数

$f_l$ ：それら生命に適する惑星のうち、実際に生命が生まれる割合

$f_i$ ：生まれた生命が文明をもつまでに進化する割合

$f_c$ ：それら文明のうち、恒星間通信ができる文明（技術文明）の割合

$L$ ：それら技術文明の寿命

である。これはドレイクの方程式と呼ばれ、 $N$ は銀河系に存在する、通信技術をもつ文明（知的生命体の存在）の数を表している。このような式を考え出し、それぞれの変数に代入する適切な値を見積もれること、それがインテリジェンス（知性）である。

『地学基礎』は3年間の理科の総まとめとして、理科に限らずこれまでに学習した知識を総動員し、実験・観察・解析などの作業を通して地球や宇宙の様々な現象につ

いての知見を広め、教養を深めることを目的とする。単なる暗記ではないので心して臨んでほしい。

### **選択化学**

理系進学者は必修である。既習範囲の復習はもちろんのこと、有機化学、反応速度論、化学平衡を主に学ぶ。混成軌道も扱い、有機物の反応の配向性についても触れていく。毎回の定期試験の他、実験も適宜行い、レポートを提出し、これを評価に含める。基本的な化学反応において反応式を構造式も含めて書くことができ、量的な関係を数値化して考えられるようになることを目的とする。暗記一辺倒とならないように、適宜、反応機構などを記述して仕組みを理解することを心掛けてほしい。

### **選択物理**

理系進学者は必修である。高大接続を視野に入れて、大学での学習内容をとり入れていきながら、1年かけて物理の教科書をすべて学習する。

成績は定期テスト、小テスト、レポート等を総合的に評価する。

## **数 学**

### **概要**

文系の学院生に対しては「数学Ⅲ（文系）」、理系の学院生に対しては必修科目「数学Ⅲ  $\alpha$ 」、「数学Ⅲ  $\beta$ 」がそれぞれ開講されている。また、数学科による自由選択科目や「大久保山学」の講座もいくつか開講されている。そこでは必修科目とは一味違った、発展的な内容を扱う。

第3学年では、文系・理系、それぞれの進学学部に基づいた数学の応用を見せる機会も多くもちたい。つまり「数学の問題を解く」ということから「数学で問題を解く」ということへ移行するのである。

### **文系**

数学の学習で大事なことは、一度理解したらそれっきりにするのではなく、繰り返

し様々な問題に応用し確実に自分のものとすることである。そのために、第2学年までに学習した事柄を復習しながら更に発展的な内容を学ぶことによって、しっかりとした数学の知識、考え方を身につけてもらうことを目標とする。そして様々な分野、特に社会学における応用を学ぶことによって数学の必要性を感じてもらいたい。

### 理系

第3学年は大学数学の入り口としての1年間を意識して授業を行う。具体的には、大学の講義を理解できる、実習・演習に対応できるための知的体力や態度を養う。

第3学年の理系必修科目で扱う内容は、第2学年で学習した微分積分や線形代数をさらに発展させたものである。ここで扱う内容も「理工系にとっての九九」にあたるものであるため、「基礎学力の徹底」という目標は変わらない。そのため学院生は自らの手で演習をし、ミスや勘違いをせずに正確に計算できること、すべての分野について体系的に理解することが求められる。例えば定理の証明まで理解し、自分の力で再構成してみることが望ましい。証明を再構成したり、議論全体を見渡したりすることで、膨大な知識も整理できる。これが「数学する心を培う」ことにつながる。

### 体 育

3学年の体育は週1回（2時間）、年間3種目の授業をおこなう。これまでの授業内容のまとめとして、技術習得および継続的に行ってきている体力の向上を目指し、運動に対する意識を高めた意欲的な授業参加を期待したい。また、2学期のマラソン大会に向けて持久走を計画的に実施していく予定である。

### 芸 術

#### 音 樂

##### 【歌 唱】

これまでに、以下のような質問がたくさん寄せられました。

「どうやったら、声量をアップできますか？」

「どうやったら、声にヴィブラートをかけられるようになりますか？」

「どうやったら、うまく歌えるようになりますか？」

これらを解決するためには、その人に応じた練習を積む外ありません。

しかしながら、自分がどのような練習をしたら良いか、そのためにどのような知識を持っていたら良いか解らなければ、ただ単に喉を酷使し、音声障害になってしまいますことにつながります。声は一度壊すと元通りにはなりません。歯と同じく、一生物です。

そして、この授業は、そんな上記の疑問に少しでも応えるために開設されました。

クラシック、ポップなど、色んなジャンルの楽曲の歌唱を通じて、声という“授かり物”をどうやったらより良くしていけるか考えていきましょう。そして、授業を通じて色んな人の歌声に耳を傾けてください。声は指紋と同様に、全く同じものは在りません。双子であっても若干の違いがあります。声の出し方は人によって様々ですので、授業の中で是非たくさん発見してください。

この授業が、自分の声によく向き合うチャンスになることを祈ります。

### 【アンサンブル】

この授業では、歌声、鍵盤楽器、管楽器、弦楽器、打楽器など、様々な素材を用いて、アンサンブルに取り組んでいきます。

アンサンブルは、基本的に1人につき1パートが割り当てられるため、“個”を感じやすくなります。そして、それらをどのように融合させるかによって楽曲の仕上がりが変わってくるところに、アンサンブルの奥深さや醍醐味を見出せるでしょう。

この授業においては、是非、今までやったことのない楽器にも取り組んでみましょう。管楽器経験が豊富な人は弦楽器に、弦楽器経験が豊富な人は打楽器に、歌が得意な人は弦楽器に、といった具合です。新しい楽器に挑戦することで、違った角度から音楽を楽しんでみてください。

アンサンブルという形態は、文部科学省が定めた「学習指導要領」に記載されている「歌唱」、「器楽」、「創作」という三分野の領域を一気に満たせるものです。総合的に音楽を捉えることで、みなさんの感性が刺激され、豊かな音楽を奏でられるように

なってもらえばと思います。

## 美　　術

年間を通して6課題（デッサン、水彩、コラージュ技法、ミクストメディア、表現演習、卒業制作）を予定している。これらの課題の中で様々なメディアや素材に触れながら、自分の価値観や何を美しい・楽しいと感じるのか探求してもらいたい。

まずは日ごろ目にするもの、例えば草花や空を何気なく美しいと感じる心を大切にしてみよう。現代はスマートフォンのカメラでも簡単にその瞬間を切り抜くことができる。言葉でメモするだけでも構わない。

そうした引き出しを日常的に蓄積しながら、感じたことを表現するにはどのような素材でどのような形を選択できるのか。授業を通して個々の表現の可能性を探り、作品として構築する力の習得を目指す。

## 字の成り立ち（書道）

この授業では、毛筆を通して、日本と中国の書道の歴史、名跡や平安時代の文学に見る仮名文字の表現等について学ぶ。具体的には、以下の授業内容を行う。

- 1、臨書を通して書の鑑賞眼を養い、表現力を高める。（作品制作を含む）
- 2、書表現における技法及び用具等について学ぶ。
- 3、平安時代の「土佐日記」「源氏物語」「枕草子」等の仮名文字に着眼し、その表現、時代性を探る。
- 4、篆刻で雅印を制作する。
- 5、現代社会にマッチする書を創造する。

## 英　　語

### 1. コミュニケーション英語Ⅲ

文部科学省検定コミュニケーション英語Ⅲの教科書「POLESTAR English Communication Ⅲ」（数研出版）を用いる。第1、第2学年を通じて育成した英語の総合的な技能の完成をめざし、大学教養課程での英語の授業に対応できるだけの聞く

力・読む力・話す力（発表・やりとり）・書く力の養成を図る。内容も深くなるが、十分に下調べをして授業に臨み、実力を養成してほしい。

## 2. 英語表現Ⅱ

前年度1, 2学年で培った文法の知識と語彙力をもとに自分の意見を構成や文体に配慮しながら英語で表現する力を身につける。教科書は「POLESTAR English Expression II」（数研出版）を用いる。まとまった量のメッセージを明瞭に伝える文章が書けたり、言えたりするためのトレーニングを行う。※StandardとAdvancedの2グループに分けて実施する。

## 3. 選択科目

Academic English（文系必修）を設置している。

4. 年2回、英語資格試験を実施する。秋にTOEFL ITPとGTEC(4技能)を受験する。

## 第二外国語

中国語、フランス語、スペイン語、朝鮮語の入門講座を設置しています。語彙・発音・文法の初歩を学ぶだけでなく、言語圏の文化にも触れ、学部での第二外国語学習がよりスムーズに進むよう学んでいく。

## 総合的な学習の時間

3年次に2時間「総合的な探究の時間」を設定している。「大久保山学」と「課題探究」に分けてそれぞれ1単位を充当し合計2単位となる。

## 大久保山学

### 1. 趣旨

各科目の垣根を取り払い、教科横断型の学習教育プログラムを設置する。学際的かつ総合的な視点から学習に取り組むことで、断片的な知識の集積ではなく、総合的な理解力や判断力・分析力を養成する。

### 2. 「大久保山学」とは

本庄高等学院を取り巻く類まれな自然環境や歴史的遺産を、生きた教材としてカリキュラムに活用するという考え方方が「大久保山学」の基となる。地理的には本庄高等学院は浅見山丘陵に位置し、面積は70数㌶、長辺は1.5kmに及ぶ。旧校舎が建つ尾根筋および早稲田リサーチパークを含む一帯が大久保山の字名であり、通称的に丘陵地帯全体を大久保山と呼ぶこともある。この丘陵地帯には開発の際に発掘された古代の埴輪や土器などの夥しい出土品があり、丘陵周辺の平地には条里制の遺構跡も発見されるなど、大久保山全体が歴史的遺産と位置づけられる。また「希少野生動植物」に指定され保護対象となっているオオタカをはじめ、多くの野生生物が棲息し、多様な樹木や植物が繁茂している。さらに本庄キャンパスの近くには小山川・男堀川が流れ、学院生が長く水質・生物調査を続けており、地域との交流の舞台になっている。

コース	前期（定員43名）	後期（定員43名）
1	本庄市周辺の歴史と文学	大久保山の環境と生物多様性
2	『平家物語』からみる武蔵武士	大久保山に住む人って、どんな人？
3	大久保山での数理探究	本庄市周辺の歴史と文学
4	不確実性下における意思決定入門	Silent Springを通して考える環境破壊と大久保山
5	大久保山から環境・エネルギー政策を考える	不確実性下における意思決定入門
6	大久保山の環境と生物多様性	『平家物語』からみる武蔵武士
7	Silent Springを通して考える環境破壊と大久保山	大久保山での数理探究
8	大久保山に住む人って、どんな人？	大久保山から環境・エネルギー政策を考える

### **3. 大久保山学の登録**

大久保山学は木曜日2時限目に固定し、前期と後期で異なった科目を履修するセメスター制とする。大久保山学の登録は、前期と後期の科目の8通りの組み合わせパターンから1つ選び、必修選択科目及び自由選択科目的登録と同時にを行う。原則として第一次登録、第二次登録の2段階とする。第一次登録で定員を超えた講座については抽選を行う。抽選に外れたコースに対し、欠員がある講座についてのみ第二次登録を行う。

### **4. 大久保山学の評価**

評価点を算出し、進学基準点に1科目として組み込む。

【2015年12月3日、2016年11月10日、教諭会】

## **課題探究**

### **1. 趣旨**

本学院は開校当初から毎年3年次には訪中修学旅行を実施してきた。2008年からは中国、台湾、韓国の3コースとなり、3年生全員が協定校の生徒との訪問交流を経験している。異文化交流を通じて互いの文化・社会への理解を深め両国の課題を考えることを主眼としてきたが、今後は事前学習を更に深め、次世代型の修学旅行の在り方を検討し実施していく。

また本学院は開校当初（1982年）より全生徒に「卒業論文」を卒業要件として課し、評価対象としてカリキュラムに組み込んできた。生徒自身が自らテーマを決め担当教員から指導を受けながら本格的な学術論文の作成を目指してきた。本学院の「自ら学び、自ら問う」という指導の方針を具体化したものであり、生徒自らのリサーチによる問題発見、課題解決型の能力を身に付けることも狙いとした課題探究型学習プログラムである。

### **2. 課題探究の実施**

木曜日3時限目に1単位時間設定する。年間計画を立案し修学旅行の事前学習と卒

業論文の指導に充てる。学年団が主体となり、卒業論文の指導については年間を通しての全体講義指導の回数と実施時期及び内容の取り決めを行う。また修学旅行の指導については、年度初めから取りかかるが、修学旅行前後の日程を中心に、事前・事後学習を適宜行うこととする。

## (9) 留学

海外への留学を希望する本学院の生徒は、「早稲田大学本庄高等学院 留学に関する内規」（以下、内規という。）に従い、その制度を利用することができる。留学の実現により、多様な異文化体験を通して複眼的思考を養い、帰国後、日常生活および学院生活においてより一層の活躍をすることが期待される。

内規に定めていない項目は、「本庄高等学院学則」及び「高等学院における在学中に海外留学をする生徒の取り扱いに関する規定」の定めるところによる。留学を希望する生徒は、「留学を希望する皆さんへ」を事前に確認すること。〈申請期日等ここに書かれている。〉

以下のURLからもダウンロード可能。

<https://waseda-honjo.jp/html/education/index.html>

なお、留学しても3年間で卒業可能な留学（内規の「第2種留学」）の制度の概要是以下のとおりである。

学籍・単位認定・授業料の扱い

- 1) 留学先の高等学校で修得した単位を単位認定する場合に、当該学年の単位数を一括認定する。
- 2) 留学期間の学費は免除し、在籍料(分納期ごとに5万円なので通年で10万円)、および単位認定料（留学期間に関わらず10万円）を徴収するので、1年間留学した場合に納める費用は合計20万円となる。

注1) 「留学」の定義によれば「外国の高等学校またはこれに相当する機関に在学すること」と定めていて、国内は対象外。

注2) 学院長の承認を前提として、留学期間は1年を上限とし、在学年数に算入する。

注3) 留学に要する経費（留学斡旋機関や海外留学先へ支払う学費や滞在費、渡航費等）は自己負担。

### 3. 学院生活

#### (1) 通学

保護者・保証人等の同居する住居以外からの通学は、生徒寮（早苗寮・梓寮）からのみ認める。生徒のみが居住する住居や、生徒寮（早苗寮・梓寮）以外の寮から通学は原則として認めない。

#### (2) 日課

##### 校時表

第1時限	9：10～10：00
第2時限	10：10～11：00
コーヒーブレイク	
第3時限	11：20～12：10
第4時限	12：20～13：10
ランチタイム	
第5時限	13：50～14：40
第6時限	14：50～15：40

##### 下校時刻

##### 18：40（厳守）

試験期間中は17：00とする。

ただし、試験最終日は18：40とする。

日祝祭日・長期休業中など、授業がない日は、担当教員の許可を得ずに学院に登校することは禁止。公認団体活動や卒業論文作成等で登校する場合は、担当教員の立ち合いが必要。

#### (3) 通学バスについて

①通学バスは有料である。通学バスに乗車する際には所定の定期券・1回券のいずれかを購入し乗車すること。現金で乗車することはできない。

\*定期券・1回券を忘れた場合は、生徒証を運転手に提出のこと。不携帯届を記入し降車時に運転手に渡すこと。1時間目または2時間目終了後、教務室にて確認し、必要な手続きを行うこと。不正乗車は生徒指導の対象となる。

②通学バスは停留所以外では乗降できない。

③定員乗車協力について

通学バスの台数が限られているため、定員乗車に協力をすること。

特に高崎線本庄駅発8時30分以降のバスは大変混み合うため、8時30分発以前のバスへ乗車するよう協力すること。

また、寄居駅発の通学バスは30分以上乗車となる。補助席を使用しても全員が座席に座れない場合は、途中停車時に座席の譲り合いをすること。

## (4) 生徒番号・学籍番号

### 生徒番号

出席簿・試験・証明書類・諸届等日常に使用する。

ただしこの番号は、毎学年変わるので、学年初めに指定する。

例 1年A組1番

1 A 0 1

### 学籍番号

学費納入時・証明書類発行時に使用する。

この番号は、在学中変わらない。

----- 個人番号  
----- 組  
----- 学年

例

6 S 2 2 0 0 0 1

-----  
----- 個人番号  
----- 入学年度西暦下2桁  
----- 本庄高等学院

## (5) 生徒心得

本学院は、生徒・教職員が一体となって充実した学院生活を営み、諸君が早稲田大学の有為な形成者として、心身ともに健康でたくましい人間に育つことを期待している。また、学院生諸君の衿持や良識を信頼し、自主的・自律的な行動を求めるところから、学院生活上守るべき規則は最低限にとどめ、以下に「心得」として提示するものである。

1. 生徒証は常に携帯すること。
2. 掲示・メール等による学院からの連絡事項を毎日確認すること。
3. 服装は学校生活にふさわしいものであること。
4. 生徒間での金銭トラブルに注意すること。
5. 学院生としての自覚と良識をもち、法令及び社会規範を遵守して生活すること。
6. 以下に定める禁止事項を守ること。
  - (1) アルバイトは原則として禁止する。
  - (2) 原付・自動二輪・自動車の運転免許取得は禁止する。
  - (3) 許可された場合を除き、登校してから授業時間が終了するまで校外に出ることは禁止する。
  - (4) 刃物・医薬品類を正当な理由なく所持・乱用することを禁止する。
7. 寄生は、別に定める寮の規則を厳守すること。

## (6) 学院生活を送る上で大切なこと

学院生活はそれ自体を充実させるだけでなく、学部進学や将来の社会生活を行うまでの準備になる大切な期間である。そのためには、以下のことを大切にして、学院生活を送ってほしい。

(a) 悩み事は相談しよう

自立・自律を促す本学院であるが、自立と孤立は違う。悩み事は一人で抱え込まず、困ったときは友人や、組主任、カウンセラー等、周囲の人に助けを求めよう。尚、本庄高等学院カウンセラー室は原則として週2回水曜日・土曜日に開室している。予約が必要なので、保健室に事前に連絡をすること。

(b) 健全な学院生活を送るように心がけよう

本学院は一人ひとりの生徒諸君が大切に学院生活を送ることを期待している。思春期を生きる諸君は、様々な人間関係のトラブル（性的なものも含む）に陥る危険がある。法律や法令等に違反する行為は絶対に行わないこと。

(c) 物や時間を大切にしよう

学院の教室、備品は全学院生の大切な共有財産である。学院生一人ひとりの持ち物も含め、大切に扱われるべきものである。時間も大切なものである。遅刻も、仲間の時間を奪う行為なので慎むべきである。不注意な行いで他人の時間を奪ったり、SNSの使用法を間違えて、自分のみならず他者の時間を奪うことのないようにしよう。なお、忘れ物・落とし物については拾得翌月末日まで持ち主が現れない場合は、本庄高等学院の判断により処分する。

学院生はお互いが大切な仲間である。学院生活を送る上で大切なことを守り、一人ひとりが充実した学院生活が送れるように互いに配慮しよう。

## (7) いじめ防止基本方針

学院生はいかなるいじめにも関わってはいけません。以下に本学院が定めている「いじめ防止基本方針」を示すので、熟読し、絶対にいじめを許さないという姿勢でいよう。

# 早稲田大学本庄高等学院「いじめ防止基本方針」一部抜粋

## 1. はじめに

早稲田大学本庄高等学院（以下「本学院」という）は、本学院の生徒（以下「学院生」という）すべてが個人として尊重され、「いじめ」を受けることなく、安心して学院生活が送れるよう、埼玉県の定める「いじめ防止のための基本的な指針」及び学校設置者である学校法人早稲田大学（以下早稲田大学という）の定める「ハラスメント防止委員会規程」に基づき、「早稲田大学本庄高等学院『いじめ防止基本方針』」（以下「基本方針」という）を定める。「いじめ」が確認された場合には、迅速かつ適正な措置を取る。なお、この「基本方針」は関係各所（保護者や地域社会も含む）の協力のもと、定期的に検証・改訂する。

## 2. いじめとは

### (1) いじめの定義

本学院は「いじめ」行為を以下のように定義し、その判断に当たって以下の立場に立つ。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットワークを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいい、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて」行う（文科省2018改訂「いじめ防止等のための基本的な方針」より）。

「いじめ」は人権を著しく侵害する行為であり、いつでも、どこでも、誰に対しても起こりうるものと認識する。

### (2) いじめの様態

「いじめ」の具体的様態には以下のようなものがある（文科省2018改訂「いじめ防止等のための基本的な方針」より）。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・その他

これらは脅迫、名誉棄損、侮辱、暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物損壊、強要、強制わいせつなどの犯罪となりうる行為と認識する。

## (8) 人権の尊重について

### 1. ハラスメントの防止

いまさら言うまでもなく人権は尊重されなくてはなりません。それを前提に、他人への対応においてハラスメントのないように配慮する必要があります。早稲田大学はハラスメント防止に真摯に取り組んでいます。

ハラスメントとは性別・社会的な地位・宗教・職業・身体的特徴や人格に対する言葉や動作によって、相手に不快感や不利益を与えることを指します。ハラスメントが行われる場所や場面に応じて、セクシャル、アカデミック、パワー、マタニティなどの言葉が前に付きます。する側はハラスメントだという意識がなくても、される側にとっては耐え難い気持ちになっている場合があります。また、する側が集団化し、結果として多対一となって大きな圧力をかけてしまっている場合もあります。

### 2. 多様性と平等の尊重、特にジェンダー・セクシュアリティへの配慮について

グローバル化が進む現在、人権の尊重は特に「多様性と平等」という側面から改めて考える必要があります。早稲田大学では一人ひとりの多様性と平等を尊重すべく、

ダイバーシティ推進宣言をしています。本庄高等学院ではこのことを受け、特にジェンダー・セクシュアリティへの配慮について以下の努力をしています。

1. 呼称は、「さん」「君」で呼び分けしない。
2. ジェンダー・セクシャルマイノリティに配慮した言動を行う。
3. ジェンダー・セクシュアリティを決めつけない。
4. 「誰でもトイレ」(バリアフリー・ジェンダーフリートイレ)を各階に設置する。
5. 提出書類に特に必要な場合以外、性別表記を求めるない。

### 3. 相談したい場合は

学院生活において苦痛や違和感を抱いているが、友人や教員・養護教諭に相談しにくい場合は、保健室のカウンセラー（水曜・土曜、要予約）に相談することができます。秘密は厳守されます。また大学の専門職員の方に相談することもできます。保護者の方の相談も可能です。各箇所の連絡先は以下の通りです。

相談窓口			
名称	相談内容	連絡先等	
G Sセンター (10号館2階)	ジェンダー・セクシュアリティに関すること	<b>開室時間</b> 月-金 9:00~17:00 <b>E-mail</b> gscenter@list.waseda.jp <b>Web</b> <a href="https://www.waseda.jp/inst/gscenter/">https://www.waseda.jp/inst/gscenter/</a>	
保健センター 学生相談室 (25-2号館6階)	学生相談に関するすべて	<b>受付時間</b> 月-金 9:00-12:00, 13:00-17:00 土 9:00-13:00 <b>TEL</b> 03-3203-4449 【予約優先】 <b>Web</b> <a href="https://www.waseda.jp/inst/hsc/">https://www.waseda.jp/inst/hsc/</a> 【学生相談室】 <a href="https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/counseling">https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/counseling</a>	
コンプライアンス 相談窓口	本学ガイドラインで取り扱うハラスメントに関すること	<b>◆学内窓口 (コンプライアンス推進室)</b> <b>開室時間</b> 月-金 9:30~17:00 <b>URL</b> <a href="https://www.waseda.jp/inst/harassment/">https://www.waseda.jp/inst/harassment/</a> <b>E-mail</b> compliance@list.waseda.jp <b>◆学外窓口 (NEC VALWAY株式会社)</b> ※英語・中国語対応可能 <b>受付時間</b> 月-金 8:30~19:00 土 8:30~17:00 <b>URL</b> <a href="https://koueki-tsuhou.com/WFcxVtaEFdCd/">https://koueki-tsuhou.com/WFcxVtaEFdCd/</a> <b>TEL</b> 0120-123-393	 

ジェンダー・セクシュアリティの点で、修学旅行・宿泊研修・合宿、健康診断、書類登録等で希望がある場合も、ご相談ください（教務室生徒担当教務、保健室養護教諭またはカウンセラー）。

## (9) 諸届・連絡等

諸届は、事務所で用紙を受け取り、所定の箇所に提出する。（表－1、参照）  
なお、学院ホームページにある届け出用紙のファイルを印刷することもできる。

1. 欠席、遅刻の場合は朝8：45までに学院ホームページにある申請フォームから連絡すること（但し、保護者または寮長から）。電車の遅延の場合には、可能な限り、駅で「遅延証明書」をもらってから登校し該当する授業時間の担当者に渡すこと。
2. 欠席、欠課、遅刻等は所定の書式に従って、組主任に1週間以内に届け出ること。
3. 忌引届は所定の書式に従って、事務所へ提出すること。  
(忌引の日数:父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、伯叔父母1日、曾祖父母1日)
4. 登校後は、授業終了まで校地外に出ないこと。ただし、やむなく外出する時は、組主任または教務の許可を得て、「欠席・欠課・遅刻・早退届」を提出する。また帰校後すみやかに組主任または教務に連絡する。
5. 中間試験、期末試験教場試験、学期始の試験、英語外部試験において受験が出来ない場合には、所定の「不受験届」を事務所にFAXまたはメールにてすみやかに提出すること（原本は後日組主任に提出）。病気、ケガの場合は、医師の診断書を添えること。
6. 校内、又は登校下校中に怪我をした場合は、「事故報告書」を事務所へ提出すること。
7. 出席停止となる感染症
  - \*下の一覧にあげた病気は、出席停止となる感染症である。かかったら学校に報告し、医師の許可がおりるまで登校することはできない。
  - \*届け出用紙「学校において予防すべき感染症」（医師による記入欄あり）は事務所にて入手すること。また、学院のホームページからもダウンロードすることができる。不明なことがある場合は連絡時に相談すること。

<第一種の感染症>

病名	出席停止期間
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルスによるものに限る) 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるものに限る) 痢そう 急性灰白髄炎 ジフテリア 南米出血熱 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで

※上記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす。

<第二種の感染症>

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百 日 咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
水 瘡(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(ブール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
結 核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	〃

<第三種の感染症>

病名	出席停止期間
コ レ ラ	病状により医師によつて感染のおそれがないと認められるまで
細 菌 性 赤 痢	
腸 チ フ ス	
バ ラ チ フ ス	
腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	
流 行 性 角 結 膜 炎	
急 性 出 血 性 結 膜 炎	
※その他の感染症	

※第三種「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起った場合に、その感染拡大を防ぐ必要があるときに限り、学院長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができます。あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。

8. 揭示、印刷物の配布は、あらかじめ教務室に届け出ること。
9. 教室等校内の諸施設を利用する場合は、教務の許可を得ること。
10. 施設、器物の破損、または紛失したときは、直ちに事務所に届け出ること。
11. 次の事項に変更があれば、すみやかに事務所に届け出ること。
  - (1) 現住所
  - (2) 保護者の氏名、住所、電話番号・E-mailアドレス

### 各種届出について

事務所備え付けの届け出用紙等は下記のとおり。※のついている届出書類はホームページからダウンロード可能。必要事項を記入のうえ指定場所へすみやかに提出すること。

(表-1)

届出書類名	届出場所
欠席・欠課・遅刻・早退届※	組主任（1週間以内）
忌引届※	事務所
「学校において予防すべき感染症」の届出※	保健室
不受験届※	事務所にFAXまたはメール (原本は後日組主任)
事故報告書	事務所
遺失・紛失届	教務室
個人情報変更届※	事務所
入部・退部届	顧問
証明書交付願	事務所
学割交付願	事務所

## (10) 定期試験

### <試験前心得>

#### 1. 教室・座席

- ・HRおよび掲示で、試験時間割・教室・座席をよく確認しておく。
- ・当日体調が悪く、別室受験を希望する者は、試験開始前に保健室へ行く。

#### 2. 遅刻・欠席

- ・やむをえず遅刻・欠席する場合は、必ず当日8時30分から9時までの間に学院へ電話連絡を入れる。(0495-21-2400)
- ・寝坊、体調不良、乗り遅れ・乗り過ごしなど自己都合による遅刻の場合、所定の教室で残りの時間まで受験する。
- ・交通機関の遅れによる場合、教務室に遅延証明書を提出し、別室で受験する。  
但し、証明書の発行されない程度の遅れによる遅延は認めない。
- ・遅刻の場合、翌日以降「遅刻届」および「不受験届\*」を組主任へ提出する。  
＊教室到着後、残り時間で試験を受けることができた科目については、欠席扱いにはならず、「不受験届」への記入は不要である。欠席した科目がある場合は「不受験届」に記入のうえ、提出すること。
- ・欠席の場合、すみやかに「不受験届」および「診断書」を事務所へFAXまたはメールにて提出すること。翌日以降、原本を組主任へ提出する。

### <試験時>

以下の内容に従わない場合、監督員の判断により不正行為とみなす。

#### 1. 試験開始5分前（予鈴時）

- ・指定座席に着席。各自利用する机に一切の書き込みがない状態にする。
- ・筆記具、消しゴム、及び試験ごとに特別に認められた持ち物以外は、全てかばんにしまう。
- ・スマートフォンなどの携帯端末は電源を切ってかばんにしまう。所持は不正行為とみなす。
- ・音が出る電子機器は電源を切り、かばんにしまう。時計は、計算機能がない腕時

計のみ利用可能。ウェアラブル端末は、利用不可。

- ・トイレをすませておく
- ・荷物は各自1つにまとめて、体から離れた位置に置く。
- ・試験開始のチャイムまで、筆記具を手にしない。

## 2. 試験中（問題・答案用紙配付開始後）

- ・原則として途中退室不可。
- ・ティッシュ、目薬などを使用する際は、原則として事前に監督員の許可を得ること。
- ・自身の問題用紙・答案用紙に集中すること。

## 3. 試験終了時

- ・チャイムの鳴り始めと同時に筆記具を置き、机から手を離す。
  - ・監督員の指示にしたがい、速やかに答案を回収する。
- 回収が済むまで、私語および生徒同士での互いの答案の確認は厳禁。
- ・監督員が答案の確認を終えて許可を出すまで、退出不可。

### <不正行為の扱い>

- ・定期試験で不正行為を行った者は、その回の全科目の試験点を0点とし、懲戒処分に処する。定期試験に準ずる扱いの教場試験で不正行為を行った者は、その試験点を0点とし、懲戒処分に処する。定期試験に代わるレポート・課題において剽窃を行った者は、そのレポート・課題の評価点を0点とし、懲戒処分に処する。
- ・上記不正行為には返却後の答案の改ざんも含まれる。

### <教場試験の不受験の場合の扱いについて>

選択科目等で原則として定期試験に準ずる扱いの教場試験（担当の先生が教務に申告をしているもの）を欠席した場合は「不受験届」と「診断書」を事務所へFAXにて提出し、後日原本は組主任に提出する。

## (11) 災害発生時の対応について

### 1. 地震発生時

- ア. 頭を保護する  
(落下物・ガラスの飛散・倒壊に気を付け机の下に身を隠す)
  - イ. 電源・ガスの元栓を止める
  - ウ. ドアを開ける  
(出口を確保する)
  - エ. 落ち着いてその場を動かない  
(落下物等の危険のある場合は移動。屋外の場合は建造物から離れる。)
- ※校内一斉放送や教職員の指示に従い、避難を開始する

### 2. 火災発生時

非常放送や校内一斉放送・教職員の指示をよく聞き、ハンカチ等で口元をおさえ、火元から離れるように避難を開始する

### 3. 避難時の注意事項

校舎から退出した際の避難場所は学院グラウンド東側とする。

ただし、状況によっては異なる避難場所・整列順が指示される場合があるので、校内一斉放送および教職員の指示に従うこと。

- ・地震発生時は荷物を持ち（かばん等で頭を保護するため）避難する
- ・火災発生時は荷物を持たないで避難する
- ・「おさない はしらない しゃべらない もどらない」で行動する
- ・避難場所に到着したら、教職員による点呼を受け、その後の指示を待つ

### 4. 学校連絡網「FairCast®フェアキャスト」システム

事件や事故・災害時など万が一の場合に、学院より保護者の皆様へ緊急お知らせ一斉メールを配信することを目的に、株式会社NTTデータアイが提供する「FairCast®フェアキャスト」システムを利用している。登録については入学時に保護者へ案内している。この他、本学院からの重要なお知らせ等も当該システムを利用して配信している。

## (12) 気象状況・災害による休講・休校の措置について

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等の気象状況悪化による休講等の措置について、以下に従って判断すること。

1. 東京都23区内・埼玉県内にJR・私鉄等の計画運休（全てのパターンを含む）が発表されたとき

- (1) 高崎線・湘南新宿ライン・上越新幹線・北陸新幹線・埼京線・京浜東北線・山手線・宇都宮線・武藏野線・中央線・総武線のいずれかに計画運休が発表されたときは、計画運休の日を休校とする。この日は登校できないので注意すること。
- (2) 上記地域に居住していて上記以外の路線の計画運休が発表された場合や、上記以外の地域に居住していてその地域の路線の計画運休が発表された場合など、安全な登校に差し支える状況がある場合は登校を見合わせること。出欠に関しては状況に応じて判断するので、後日欠席届を組主任に提出すること。

2. 気象庁から、「午前6時までに、本庄市に大雨警報と洪水警報が同時に発令」（※注）された場合

- (1) 午前6時の時点で発令されている場合、1・2时限は休講とし、自宅待機とする。
- (2) 午前8時の時点で引き続き発令されている場合、3・4时限も休講とし、引き続き自宅待機とする。  
警報のいずれかが解除されている場合、3时限目から授業を行う。
- (3) 午前10時の時点で引き続き発令されている場合、5・6时限も休講とする。  
その日は、厳則として登校はできない。  
警報のいずれかが解除されている場合、5时限目から授業を行う。

※大雨警報のみの場合や、洪水警報のみの場合は通常どおりとする。

気象警報については、気象庁のホームページで本庄市の警報を確認すること。

<https://www.jma.go.jp/jp/warn/1121100.html>

メディア等の発表では、複数の市町村をまとめた地域の名称で発表される場合があるので注意すること。

3. 台風や大雪等、気象状況が時間経過とともに悪化することが十分予測される場合は、前日の午後9時までに学院ホームページに翌日の対応について掲載する。

※大きな地震や大規模な事故・テロ等が起こり登下校に影響があると判断される場合は、登校を見合わせること。登下校中に発生した場合は、安全を第一に考え、冷静かつ適切な対応をとる努力をすること。出欠に関しては状況に応じて判断するので、後日欠席届を組主任に提出すること。可能な限り学院ホームページ等で対応を指示するので、常にその情報に留意すること。

#### ＜警報情報の入手先＞

1. NTTの電話サービス（天気予報・注意報警報情報）

「聞きたい地域の市外局番の次に177」

例：本庄市地域 TEL 0495-177 熊谷気象台発表の情報が聞ける

2. 気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/>)

3. 日本気象協会ホームページ (<https://www.jwa.or.jp/>)

4. NHK・民間放送のテレビ・ラジオのニュース

## (13) 自転車利用

自転車は、便利な乗り物であるだけではなく、環境にもやさしい乗り物である。しかし、自転車は道路交通法上、車両（軽車両）に分類されているように、自動車より弱者だが、歩行者から見れば決してやさしい交通手段ではない。通行にあたっては、交通ルールとマナーを守らなければならないということはいうまでもない。交通ルールを守ることは、自己及び他者の生命を尊重することである。自転車と歩行者との共存の中で、安全運転に心がけなければならない。

(1) 交通ルールとマナーについては、特に次のことを必ず守ること。

- ①左側一列走行すること。
- ②「自転車歩道通行可」の標識がある歩道では、歩行者の妨げにならないようにして、車道寄りを徐行すること。
- ③交差点では、信号にしたがって通行すること。
- ④信号のない交差点では、一時停止をし、左右の安全確認をすること。
- ⑤暗くなつてからの走行に際しては点灯すること。
- ⑥雨天時の傘さし走行、携帯電話・携帯型音楽プレーヤーを利用しながらの走行をしないこと。イヤホン走行は絶対にしないこと（片耳装着も不可）。
- ⑦二人乗り走行をしないこと。
- ⑧自転車で登下校する生徒は、本庄高等学院の推奨するルートを通行すること。  
推奨ルートは掲示板・ホームルーム等で確認すること。
- ⑨自転車保険には必ず各自加入のこと（平成30年4月より埼玉県では加入が義務付けられている。）
- ⑩自転車安全利用五則を遵守すること。
  1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  2. 車道は左側を通行
  3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  4. 安全ルールを守る

○二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

## 5. 子どもはヘルメットを着用（学院生も着用を推奨）

### (2) 自転車の利用については、特に次のことに注意すること。

①放置自転車に乗ってはいけない。（占有離脱物横領罪）

②学院の登下校及び寮で使う自転車は防犯登録をし、必ず学院ステッカーを貼る。

通学する自転車を替えた場合、ステッカーが破損し数字等の判読が難しくなった場合は、生徒担当教務に申し出て、ステッカーを受け取り貼ること。

③決められた場所に駐輪する。

④駐輪するときには、施錠をする。

⑤自転車の安全点検に心がける。

⑥卒業時に自転車を校舎駐輪場・駅駐輪場（本庄早稲田駅・本庄駅・駅周辺、本庄駐輪センター等）・早苗寮・梓寮等へ放置しないこと。また、在校生への譲渡も原則として禁止する。

## (14) その他

生徒個人宛の荷物を本庄高等学院宛で送ることはできない。荷物を送る場合は担当教員にその旨必ず相談すること。また、デリバリーサービスの利用は、原則禁止とする。組主任や顧問の許可を得て利用する場合はこの限りでない。

## 4. 経済援助

### (1) 奨学金

各奨学生とも、募集時期にホームページ、掲示等で募集について詳細を案内する。希望者は、案内を確認後、事務所で応募書類を受け取ること。また、家計支持者の死亡・失職等により家計状況が急変し奨学生を希望する場合は、組主任・事務所へ相談すること。

名称	金額	募集人員	募集時期	対象
大隈記念奨学生	200,000円（給付）	2・3年生各4名	4月	成績優秀者 経済的に就学困難な者
小野梓記念奨学生	300,000円（給付）	2・3年生各4名	2・3年生4月	
		1年生5名	1年生9月	
早稲田カード奨学生	300,000円（給付）	1～3年生各1名	1・2・3年生9月	
校友会給付一般	300,000円（給付）	4名	9月	
早大生協給付奨学生	300,000円（給付）	1名	9月	
本庄高等学院奨学生	200,000円（給付）	若干名	9月	
埼玉県高等学校等奨学生	入学一時金	250,000円以内（貸与）	有資格者	保護者埼玉県在住
	月額奨学生	40,000円以内（貸与）		※応急採用有
埼玉県以外に保護者の住所がある方にも各都道府県奨学生の募集があります。（毎年4月頃募集） ※各都道府県へ直接お問い合わせください。				
日本学生支援機構（大学予約）	種別により異なる（貸与・給付）	有資格者	4月	3年生
各種地方公共団体、民間団体奨学生	各団体により異なるので、掲示で確認すること		随時	

※本庄高等学院奨学生は、教職員・保護者・一般篤志家からの寄付により設立された。

※金額および募集人数等は年度毎に変わることもあるので、詳細は募集案内にて確認すること。

※懲戒処分を受けた場合、当該年度の学内奨学生は全額返還しなければならない。

## (2) 補助金

国の高等学校就学支援金、埼玉県・東京都の授業料軽減補助金（自治体により名称や制度の詳細が異なる）の詳細・募集については、ホームルーム等で案内する。

例年、1年生は4月、2・3年生は6月ごろ案内・募集を行っている。

参考URL 1 : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/)

（文部科学省 高校生等への修学支援のページ）

参考URL 2 : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/fubofutan2.html>

（埼玉県 私立学校の父母負担軽減事業についてのページ）

参考URL 3 : [https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa\\_jugyoryo.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

（公益財団法人 東京都私学財団 私立高等学校等授業料軽減助成金事業のページ）

## ケガや病気で病院に行ったら… 以下の見舞金・給付金がもらえます

### (3) 早稲田大学本庄高等学院生徒共済見舞金

#### ① 制度の概要

学校内外を問わず、生徒の疾病・不慮の事故・災害等による医療費を相互扶助によって補助し、保護者の経済的負担を少しでも軽減して、安心して勉強できるようするための本学院独自の共済制度です。

1年生は入学時に、2・3年生は第1期授業料納入時に共済費年額5,000円を頂戴しています。

#### ② 支給額

区分	給付金額
医療見舞金	同一の医療機関に1ヶ月（1日～月末）の間にかかった費用から自己負担額1000円を差し引いた額を支給 【支給対象となるもの】 <ul style="list-style-type: none"><li>・保険医療機関による社会保険医療および社会保険調剤</li><li>・保険医療機関が発行した処方箋に基づき薬局が供与した社会保険調剤</li><li>・社会保険適用分の接骨院（整骨院）療養</li><li>・社会保険適用分の鍼灸、按摩・マッサージ療養</li><li>・医師が治療に必要と認めた治療用器具</li></ul> 【支給対象外となるもの】 <ul style="list-style-type: none"><li>・保険診療にならないもの</li><li>・コンタクト使用を目的とした検眼に関する診療</li><li>・日本スポーツ振興センターの災害給付制度へ申請済（あるいは予定）の治療</li></ul> 合計で、1学年度、1人につき、70,000円を限度に支給
障害見舞金(*1)	障害者となったときは、障害の程度により別に定める割合を死亡見舞金に乗じた額を支給
死亡見舞金(*1)	死亡したときは、250万円を支給

(\*1) 障害見舞金、死亡見舞金については、東京海上日動火災保険（代理店 キャンパス保険センター）の普通傷害保険に入れる。

#### ③ 手続き方法

以下の書類を本庄高等学院事務所前の提出BOXに提出してください。

##### (1) 共済見舞金請求書

##### (2) 領収書（氏名・診察年月日・医療機関名称・医療機関の受領印・保険点数・領収金額の全てが明記されていること）

※接骨院・鍼灸院、按摩マッサージの場合は、領収書の提出は不要です。代わりに、医療機関に、共済見舞金請求書兼領収明細書（接骨院用）、共済見舞金請求書兼領収明細書（鍼灸・マッサージ院用）を記入してもらってください。

#### 〈提出期限の厳守〉

見舞金を請求する理由が生じた月（治療を受けた月、障害者と認定された月または死亡した月）の翌月から起算して3か月目の月の15日までに書類を提出してください。期限後の提出は一切受け取りません。やむを得ない事情がある場合は、必ず事前に相談してください。

#### ④ 見舞金の支給方法

審査を経て、各種諸経費口座（修学旅行積立金等の引落のために学校に登録されている口座）に振り込みます。

#### ⑤ 日本スポーツ振興センター災害給付金との併用不可

2020年度より共済見舞金と日本スポーツ振興センターとの併用は不可となりました。また、学校の管理下における災害に対しては、原則、日本スポーツ振興センター災害給付制度を利用してください。

（日本スポーツ振興センター災害給付金の詳細については下記を参照）

### （4） 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付金

#### ① 制度の概要

学校の管理下(\*3)における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。その運営に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。

1年生は入学時に、2・3年生は第1期授業料納入時に年額1,500円を頂戴しています。また、本学院も、生徒1人につき、665円負担しています。

(\*3) 学校での授業中、部活動中、休憩時間中、通学中（通常の経路及び方法による場合）、遠足、修学旅行など、学校教育活動全般が管理下となります。

② 支給額（独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページより抜粋）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(*4)のもの	医療保険並の療養に要する費用の額の4／10（そのうち1／10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1／10を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(*4)のもののうち、文部科学省令で定めるもの（熱中症、食中毒等）	入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
障害、死亡	詳細は、お問い合わせください。	

(\*4) 一般的には、病院の窓口で1,500円以上負担があった場合です。

③ 手手続き方法

以下の書類を本庄高等学院事務所前の提出BOXに提出してください。

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間（\*5）請求を行わないと、時効によって請求権がなくなりますのでご注意ください。

(\*5) 学院には、余裕をもって手続きをお願いします。学院への手続きが2年ぎりぎりの場合は、スポーツ振興センターへの手続きが間に合わないことがありますのでご注意ください。

- (1) 事故報告書
- (2) 医療等の状況
- (3) 調剤報酬明細書（医療機関で処方箋をもらい、薬局で薬をもらった場合）
- (4) 治療装具・生血明細書等（治療装具等が必要となった場合）
- (5) 高額療養状況の届（1か月の医療費が7,000点（70,000円）以上の場合）

様式は学院事務所へ設置のほか、(1)は学院ホームページ、(2)～(5)は独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページからダウンロードできます。

\*独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/download/tqid/81/Default.aspx#sinseisyo>

④ 見舞金の支給方法

書類は月ごとにまとめて独立行政法人日本スポーツ振興センターへ送り、認定された後、給付金を各種諸経費口座（修学旅行積立金等の引落のために学校に登録されている口座）に振り込みます。

## ⑤ 本庄高等学院共済見舞金との併用不可

2020年度より共済見舞金と日本スポーツ振興センターとの併用は不可となりました。また、学校の管理下における災害に対しては、原則、日本スポーツ振興センター災害給付制度を利用してください。

## 5. 生徒寮（早苗寮・梓寮）

本学院は、男子専用の早苗寮と女子専用の梓寮を設置し、通学が困難な生徒や時間を有効に活用したい生徒の要望に応えている。同時に、寮は単に利便性を高めるだけの施設ではなく、人間形成の場と位置付けている。

多くの人が集まり社会を築き上げるために話し合いが必要であり、ルールが作られていく。また、それぞれの人間がそれぞれの役割を担い、他の人の為に能力を發揮していく。その過程で自立心や協調性、公共心、おもいやりなど人として必要な力が身につく。そして、小さな社会をより良いものとするために自治の精神が芽生え、寮行事や寮運営に積極的に参加するようになる。卒業時には知力・体力・徳力を兼ね備えた人間に成長し早稲田大学を担う人材になる。このようなことを期待して、2つの寮は運営されている。

## 6. その他の利用案内

### (1) 図書室

本学院が生徒諸君に期待する学習姿勢は、自ら「学び問う」姿勢である。それは、教室で与えられる知識に満足することなく、積極的に知を求める姿勢である。このため開校当初から図書の充実には力を入れてきた。現在の蔵書数は約10万冊であり、高校の図書室としては屈指の充実したレベルにある。

蔵書構成は広く教養書さらに専門書・各種参考図書の他、CD（現在約3,500タイトル）などの資料も網羅している。各科の授業に役立つ資料の他、卒業論文等の自主的な学習に有益な資料も揃っているので、積極的に活用してほしい。

また学院蔵書については、本庄キャンパスどこからでも開室時間に関係なく検索可能な環境にするなどして、利用の便を図っている。図書室内での検索および図書室外からの検索方法については、別表①②で確認してほしい。なお、図書室以外からの検索は、本庄キャンパスに限った学内ネットワーク環境からのみアクセス可能で、パスワードが必要になる。パスワードがわからない場合は、図書室へ問い合わせてほしい。

その他、大学図書館（中央・キャンパス図書館）蔵書についても学院生への「取り寄せ貸出」および「どこでも返却」が可能なので、大いに利用してほしい。

## 図書室利用案内

### 開室時間

月～土　：　9時～18時（カウンター受付17時45分まで）

※具体的な手続き時間、および長期休業期間中の利用については、別途掲示する。

### 閉　　室

日曜日・祝祭日・夏冬休みの土曜日・創立記念日・代休・県民の日・

夏季一斉休業期間・年末年始

※なお、開室時間の変更及び臨時の閉室は、その都度掲示する。

### 利用心得

1. ブックディイテクションシステムが稼働しているため、入室時には生徒証が必要となるので、必ず携行すること。
2. 図書資料は丁寧に扱い、汚損、紛失しないように注意すること。
3. 図書資料の無断持ち出しあはしないこと。
4. 返却期限日を守ること。
5. 他者の貸出・返却の代行、又貸し行為などは行わないこと。
6. 荷物の持ち込みは禁止する。ロッカーまたは入り口付近の棚へ整然と置き、室内には持ち込まないこと。貴重品は携帯すること。  
＊資料、ノート、筆記用具は持ち込み可  
＊コインロッカーは100円リターン式、使用期限は当日の午後6時まで
7. 室内では静肅にすること。

8. 室内では飲食をしないこと。
9. 一度手に取った図書や雑誌は棚に戻さず、必ず室内の返却台に置くこと。
10. 利用した椅子は、退室の際、机の下に入れること。
11. 室内では係員の指示に従うこと。なお、従わない場合、退室させることがある。

#### 所蔵資料の利用について

##### 【貸出】

〈図書：語学CD・雑誌を含む〉

1. 冊数及び期間：5冊まで・2週間以内。
2. 手手続き方法：図書と生徒証をカウンターに提出する。  
＊ 雑誌のバックナンバーは図書同様に貸出可能。最新号は一夜貸出とする。  
＊ 背に赤ラベルのついた辞典・年鑑等の参考資料は閲覧のみの利用。

〈CD：館外貸出のみ〉

1. タイトル数及び期間：2タイトルまで・1週間以内。
2. 手手続き方法：CDの空ケースと生徒証をカウンターに提出する。

##### 【更新】

〈図書・CD共通〉

- ・自分が現在借りている資料を継続して利用したい場合は、資料と生徒証を持参してカウンターで更新手続きをすること。  
予約が入っていないければ「再貸出」の処理をすることで継続手続きとなる。

##### 【予約】

〈図書・CD共通〉

- ・他の人が現在借りている資料を利用したい場合は予約ができる。予約票に必要事項を記入のうえ、カウンターに提出して手続きをすること。  
返却され次第通知する。(取り置き期間は通常1週間)

##### 【返却】

〈図書・CD共通〉

- ・資料をカウンターに提出する。「返却です」の一言を忘れずに。  
・受け取り時には資料の状態を確認するので、(特にCDに関しては本体、付属資

料、ケースの点検) 立ち会うこと。尚、返却時に生徒証は不要。

### 《重要》

延滞資料を返却した場合、「貸出停止」のペナルティが科される。

「貸出停止」に関する詳細は次のとおり。

- ・ 資料の返却が 1 点でも延滞している利用者の貸出は「停止」とする。延滞中の資料を返却しない限り、新たに資料を借りることはできない。
  - ・ 延滞資料を返却した日の翌日から、ペナルティとして延滞日数分の期間が「貸出停止」となる。
  - ・ 複数の延滞資料を同時に返却した場合は、その中で最長の延滞日数の 1 冊に対して延滞日数分の「貸出停止」のペナルティが科される。
  - ・ 1 回の貸出停止期間の上限は 14 日間とする。
- \* 貸出期間の更新などを利用し、延滞がおきないように注意すること。

### 【書庫の利用】

書庫には洋書のほか、全集や叢書、雑誌のバックナンバー等を配架している。具体的には、Opac 端末で検索した場合、配架場所が「書庫」と表示されたものがこれに該当する。ただし、雑誌は検索対象にはなっていないため、雑誌棚のタイトル一覧で所蔵確認をすること。

これらの資料を利用したい場合は、直接書庫へ入ることができる。書庫内は手動式集密書架となっているため、利用に際しては細心の注意を払うこと。

なお、安全を考え、一度に 5 名までとする。

手続きは次のとおり。

カウンターへ利用を申し出る。

カウンターで生徒証を預け、書庫内に入る。

利用が済んだら、カウンターでその旨を伝え、生徒証を返却してもらうこと。

次の利用を希望している生徒は、カウンターで申し込みを済ませること。

利用が可能になり次第、順次呼び出しをするので、カウンター付近で待機していること。

初めての場合は、必ず使い方を係員に確認すること。

### 【その他の注意事項】

\* 休業期間や卒論用の貸出については別途に定める。掲示に注意すること。

\* 資料の取り扱いには十分注意すること。（資料を保護するため、必ず各自でビニール袋を用意し使用すること。）特に、雨の日や飲食物と一緒に持ち歩く時などは水濡れに気を付けること。

また、資料を傷める原因となるので、書き込み、ページを折る、付せんを貼る等の行為は禁止する。

\* 資料を破損あるいは紛失した場合は、速やかにカウンターに届け出ること。資料の状態によっては弁償となるが、くれぐれも自己判断で修理や代替品の購入はしないこと。

\* Opac端末で資料を検索した際には、「分類番号」の他にその資料の「所蔵場所」および「配架場所」も確認すること。検索については別表①②を、配架は別表③を参照のこと。

教科名の記載がある場合は、各教員室に配架されているので、直接教員室で貸出手続きをすること。教員室に配架してある資料には貸出用のブックカードが付いているので、所定の事項を記入のうえ、教員室の先生へ渡すこと。

返却も直接教員室で手続きをすること。

### 複写機利用規則

図書室所蔵の資料はコピーをとることができる。以下の規則に従ってほしい。

1. 受付時間：原則として、休み時間及び放課後（閉館15分前まで）。受け付け時間によって受け渡し日時が変わるので、詳細はカウンターで確認すること。
2. 申込方法：所定の申込用紙に必要事項を記入し、図書にはさんでカウンターに申し込む。  
申込用紙は1冊につき1枚記入すること。
3. 複写対象ほか：図書室所蔵資料の複写のみ受け付ける。  
著作権法の規定により、1人1部とともに、複写枚数に制限を加えることがある。

4. 用紙サイズ・料金：B5～A3、1枚10円。

縮小・拡大コピーは行わない。

## レファレンスサービス

本学院の図書室は高校としては大変充実したものとなっており、その資料を存分に活用できるよう、日々サポートサービスを行っている。本が見つからない場合、その他わからないことは遠慮なく係員に相談してほしい。また、図書室に希望する本がない場合には購入リクエストも受け付けている。

## 大学図書館

生徒諸君は早稲田大学の一員として直接大学図書館を利用することができる。

(生徒証必携)

利用方法としては、直接大学図書館へ行くほかに、学院図書室へ大学図書館蔵書を取り寄せての貸出や、直接借りた資料も含めての返却を学院図書室カウンターで受け付けている。延長は、対象資料に期限切れ、または予約が入っていないかぎり自身による手続きが可能である。

ただし、対象は中央図書館、戸山図書館、理工学図書館（学生読書室含む）、所沢図書館の蔵書のみとなる。

なお、本庄高等学院図書室が行っている長期休暇中の「特別貸出」および「卒論用特別貸出」は本庄高等学院独自のサービスであり、大学図書館では行っていないので注意すること。

また手続等の詳細については、別表④ならびに大学図書館HPで確認してほしい。

## 図書委員会

図書室を利用するだけでは物足りない人は、積極的に図書委員会の活動に参加してほしい。図書委員会では、広報誌の発行、ホームページでの書籍紹介、また他校との交流会参加などの内容で活動している。

## NDC (日本十進分類法)

0	総 記 (図書館・百科事典・叢書全集含む)
1	哲 学 (心理学・倫理学・宗教含む)
2	歴 史 (伝記・地理も含む)
3	社会科学
4	自然科学 (医学・薬学含む)
5	技 術 (家政学含む)
6	産 業
7	芸 術 (音楽・体育・娯楽含む)
8	言 語
9	文 学

## CD分類法

1	クラシック
2	邦楽
3	民族音楽・民謡他
4	軽音楽
5	音楽以外

## 本庄高等学院図書室分類綱目表

000	総 記	500	技術・工学
010	図書館・図書館学	510	建設工学・土木工学
020	図書・書誌学	520	建築学
030	百科事典	530	機械工学・原子力工学
040	一般論文集・一般講演集	540	電気工学・電子工学
050	逐次刊行物	550	海洋工学・船舶工学・兵器
060	団体	560	金属工学・鉱山工学
070	ジャーナリズム・新聞	570	化学工業
080	叢書・全集・選集	580	製造工業
090	貴重書・郷土資料・その他 の特別コレクション	590	家政学・生活科学
100	哲 学	600	産 業
110	哲学各論	610	農業
120	東洋思想	620	園芸
130	西洋思想	630	蚕糸業
140	心理学	640	畜産業・獣医学
150	倫理学・道徳	650	林業
160	宗 教	660	水産業
170	神道	670	商業
180	仏教	680	運輸・交通
190	キリスト教	690	通信事業
200	歴 史	700	芸術・美術
210	日本史	710	彫刻
220	アジア史・東洋史	720	絵画・書道
230	ヨーロッパ史・西洋史	730	版画
240	アフリカ史	740	写真・印刷
250	北アメリカ史	750	工芸
260	南アメリカ史	760	音楽・舞踊
270	オセアニア史・両極地方史	770	演劇・映画
280	伝記	780	スポーツ・体育
290	地理・地誌・紀行	790	諸芸・娯楽
300	社会科学	800	言 語
310	政治	810	日本語
320	法律	820	中国語・その他の東洋の諸言語
330	経済	830	英語
340	財政	840	ドイツ語
350	統計	850	フランス語
360	社会	860	スペイン語
370	教育	870	イタリア語
380	風俗習慣・民俗学・民族学	880	ロシア語
390	国防・軍事	890	その他の諸言語
400	自然科学	900	文 学
410	数学	910	日本文学
420	物理学	920	中国文学・その他の東洋文学
430	化学	930	英米文学
440	天文学・宇宙科学	940	ドイツ文学
450	地球科学・地学	950	フランス文学
460	生物科学・一般生物学	960	スペイン文学
470	植物学	970	イタリア文学
480	動物学	980	ロシア・ソヴィエト文学
490	医学・薬学	990	その他の諸文学

## 別表①

### 本庄高等学院図書管理システム「情報館」での検索の仕方

本庄高等学院の蔵書を検索するには、次の二つの方法があります。

- ①図書室内に設置されている検索端末（Opac II）から検索する方法
- ②本庄キャンパスに限った学内ネットワーク環境から検索する方法（WebOpac）

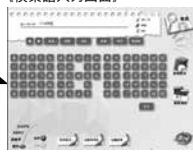
今回実際の画面を掲載しますので、どんな情報が得られるのか、また二つの環境の違い等を確認し、課題や卒論作成時に活用してください。

【図書室の検索端末】  
《メニュー画面》

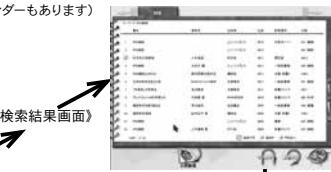


- A. 資料を検索する
- B. 新着資料を見る
- C. お知らせを見る（休館日のわかるカレンダーもあります）

《検索結果画面》



キーワード以外の条件でも検索が可能です。《詳細画面》

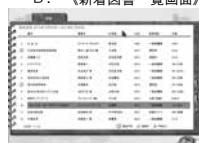


一覧の「1」を選択

《内容細目画面》



B. 《新着図書一覧画面》



内容細目には、全集等の内容の他、皆さんに興味を持つもらえるように、推薦、リクエスト、受賞記録や著者の経歴、帯記載の情報も入っています。



★この画面で、資料の情報を確認します。資料へ行きつくための必要項目は、画面中央の保管場所と配架場所、分類記号1と著者記号です。

(注)貸出中の場合は一覧では番号の上に鉛筆マーク、詳細画面では上部のバーに「貸出中です」と表示されます。  
《「貸出中」をクリック》



C. 《「お知らせを見る」クリック》

利用案内や休館日  
カレンダーもあります。



「貸出予約状況」が出ます。

## 別表②

### 【WebOpac の検索】

#### 《ホーム画面：キーワード検索》

#### 《資料検索：詳細検索》

#### 《検索結果》

検索例：統計

#### 《検索結果詳細》

★《検索結果》から書名をクリックすることにより詳細な資料データが表示されます。

### その他機能 《カレンダー》

★図書室の年間予定を確認できます。

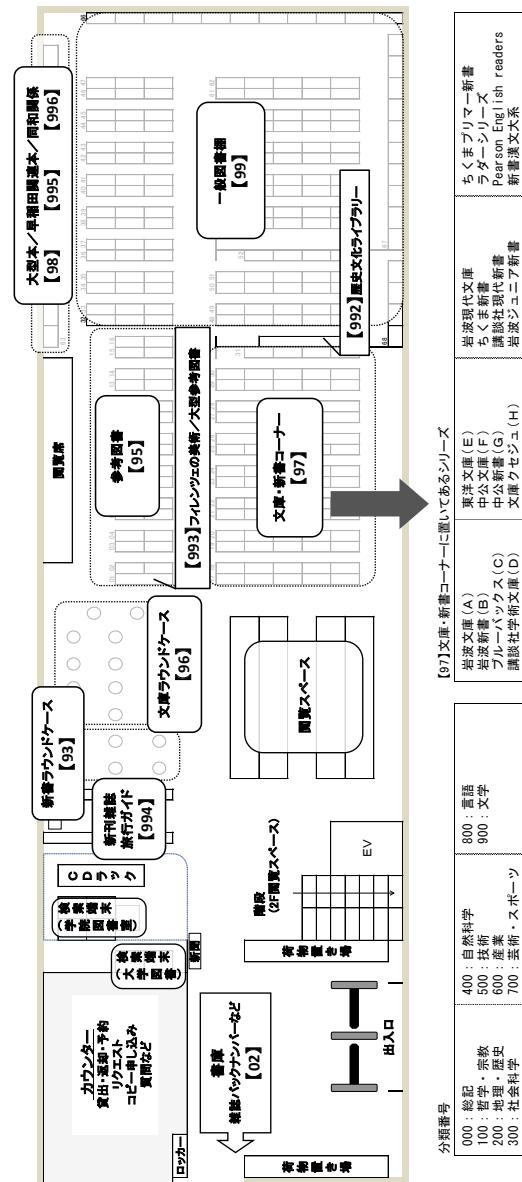
### 《新着図書》

★新着順に資料を確認できます。

WebOpacを利用するには本庄高等学院Webサイトホームページの「情報館WebOpac」アイコンから、本庄キャンパス学内ネットワーク環境に接続した状態でログインしてください。ログインにはパスワードが必要です。パスワードが分からない方は図書室までお越しください。

別表③

本庄高等学院図書室 室内図



## 別表④

### 大学図書館の利用について

- ・学院生が貸出を受けられる大学図書館は次の 4 か所です。  
「中央図書館」、「戸山図書館」、「理工学図書館（学生読書室含む）」、「所沢図書館」。  
入館および貸出手続き時には生徒証が必要です。また、本庄高等学院図書室では上記の大学図書館の資料の「取寄せ貸出」や「どこでも返却」が可能です。
- ・学院生が上記以外の大学図書館の資料を借りることはできません（取寄せも不可）。入館や館内利用だけでも学内紹介状（中央図書館が発行）が必要な場合がありますので、詳細は大学図書館ホームページでご確認ください。
- ・大学図書館の資料は学部生から研究者まで多くの方が利用していること、手に入らない貴重な資料も貸出対象となっていることを認識してください。マナーを守り他の利用者へ迷惑をかけることの無いようにしてください。

#### 【WINE（ワイン）について】

WINE とは早稲田大学図書館のデータベースのことです。大学図書館の蔵書が検索できるほか、ログインすれば自分が借りている図書の確認や貸出期間の延長ができます。  
WINE には「Waseda ID」と「MyWaseda のパスワード」でログインできます。

#### 【学院生の大学図書の利用について】

貸出冊数（合計）	15 冊まで
貸出期間	14 日間
取寄せ貸出	本庄高等学院に大学図書を取り寄せたい場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、学院図書室カウンターに提出してください。 <u>取り寄せの申し込みは事務処理の都合上 1 度に 5 冊まで</u> としています。取り寄せにかかる日数は通常 1~3 日程度です。 図書が本庄へ到着すると MyWaseda のアドレス宛にメールが届きますので、記載されている取り置き期限内に学院図書室までお越しください。貸出には生徒証が必要です。 <b>※WINE の「リクエスト」機能では本庄高等学院への取り寄せはできません。</b> 必ずカウンターに申し込んでください。
どこでも返却	所定の返却用紙に必要事項を記入のうえ、返却図書を学院図書室カウンターに持ってきてください。
延滞のペナルティ	4 日以上延滞した場合は以下の通り貸出停止となります。 ・ <u>その図書を返却するまで貸出停止</u> 。 ・ <u>その図書を返却後、返却期限日からの延滞 1 日 1 冊につき、1 日の貸出停止</u> 。（ただし、この貸出停止期間は <b>最大 30 日</b> ）
貸出期間延長	WINE にログインし利用者自身で手続きしてください。 貸出日の翌日から返却期限日後 3 日目までの間、最大延長可能期間（=通常貸出期間の 3 倍、学院生の場合 42 日間）を超えない限り、いつでも行うことができます。回数の制限はありません。最大延長可能期間を超えた場合は一旦返却してください。 なお、 <u>図書に他の利用者から予約が入っている場合や、貸出停止中の場合などは延長できません</u> 。

★図書資料を紛失、汚損・破損した場合は、速やかにその資料を所蔵している大学図書館へ申し出てください。各館のルールに従って手続きと弁償をしていただきます。

## (2) 情報処理教室および学内情報環境について

早稲田大学ドメインのアカウントならびに情報処理教室（N217、N218）使用に関する注意

### 1. アカウントの配布

ネットワークを利用するためにはネットワーク上で諸君をユーザーとして認識するためのIDと諸君のプライバシーを保護するためのパスワードが必要である。早稲田大学では学生・生徒全員に対し早稲田大学をドメインとするアカウントを配布している。

なお、このアカウントは校内WiFi（waseda-wpa2.eduroam）や自宅にあるパソコン等からもインターネット経由で利用できる。また、スマートフォンでも、専用アプリを利用して早稲田のアカウントへ送られてきたメールを受信することもできる。詳しくは早稲田大学ITサービスナビ（<https://www.waseda.jp/navi/>）を確認すること。  
※早稲田大学は、教育・研究機関で無線LANの相互利用実現を目的とした国際的なネットワーク利用の仕組みであるeduroamに参加しています。研修等で参加した教育研究機関がeduroamに参加していればwasedaメールアドレス（パスワード）で利用できます。

### 2. 自己管理をしっかりしよう！

ID・メールアドレス・パスワードの管理については自分で責任を持つこと。

IDは早稲田大学や本庄高等学院の端末を利用する際の認証で最初に入力を求められる。端末ログイン用IDとMyWasedaログイン用IDは異なるので注意すること。メールアドレスは、これを知らないとメールが出せないので友人などに教えてかまわないと、親しい人や共同作業をする相手のみにすること。自分で設定するが、今後選択科目登録等の場面や大学進学後も使うので忘れないようにすること。大学の授業ではメールでレポートを求められることも多くなり、一度設定したアドレスは変更できないので、後悔するようなアドレスを作らないようにしよう。

パスワードは、例えば銀行カードの暗証番号のようなものである。絶対に他人に教えたり、見られたりしてはならない。暗記するようにしてほしい。

メールアドレス・パスワードを他人に知られたことによるトラブルには学院は一切責任を負わない。ある程度端末の操作に慣れてきたら定期的にパスワードを変更することをお勧めする。

なお、メールアドレス・パスワードを忘れた場合はＩＴセンターに再発行を依頼することになる。多大な迷惑をかけることになり、また発行まで時間がかかるため授業にも支障が出る。絶対に忘れないようにしてほしい。自分のパスワードを忘れたために、授業等で学校内のパソコンを使う際に友人のそれでログインする事例があるが、それは生徒指導対象となる行為である。

授業後アカウントが書いてあるプリントを教室に忘れたままだつたり落としてあることがよく見うけられる。また、いつまでたってもログインの際にこのプリントを出して打ち込んでいたり、携帯電話に登録している姿も見られる。このような姿はネットワーク社会を生きる人間としては恥ずかしいことである。

### 3. 情報処理教室の利用

情報処理教室はN217、N218の2部屋ある。いずれにしても利用する場合には、授業・開放時を問わず、以下のこと留意すること。

- ◆ 情報処理教室の機器は全員のものだという認識の元で丁寧に扱ってほしい。うまく処理できない・画面がフリーズしたなどのことで苛立ち、ハードに八つ当たりしない。破損すると次からの授業で使えなくなる。故意の破損の場合は弁償してもらう。
- ◆ 窃盗・いたずら等はもっての外である。マウスを盗む、キーボードの配列を変えるなどはコンピュータを使う者として情けない限りである。
- ◆ 接続を故意にはずすことのないようにしてほしい。
- ◆ 情報処理教室での飲食はペットボトルのみ認める。
- ◆ ごみは各自責任をもって処理してほしい。

プリントアウトした紙も責任を持って処分すること。プリントアウトしておいて持っていない例が多く見られる。紙資源節約のため、なるべく両面印刷を使い、不要な印刷はしないこと。

- ◆ 消しゴムかすや髪の毛などの細かいごみがキーボードの中に入らないように注意してほしい。
- ◆ USBなどの記録メディアをつけたままにしないように注意してほしい。

また端末使用中は以下の注意を守ること。

- ◆ 使用中に長く席を離れる場合には面倒でも必ずシャットダウンすること。
- ◆ 端末使用後には必ずシャットダウンをしてから終了すること。
- ◆ シャットダウン時にディスプレイの電源を切らない。

#### ※端末のトラブルへの対処

コンピュータ自身のトラブルも諸君が熟練していくにつれて多く発生するようになる。ここでは、学院の端末使用時によく発生するトラブルについて留意点を書いておく。

##### ◆ 画面のフリーズ

コンピュータをいじっていると画面が動かなくなったり、マウスやキーボードの入力を受け付けなくなる場合がある。これが通称「フリーズ」「固まる」「落ちる」「ハングアップ」といわれる状態である。これから脱出するためには

【Ctrl】キー + 【Alt】キー + 【Delete】キー（3つ一緒に押す）

をすると「タスクマネージャ」の画面になる。ここで画面がフリーズしたときに行っていたタスク（作業）を選択して終了してほしい。これでとりあえず脱出できるが、当然それまで作ったファイルやデータは救えない。この悲劇を防ぐためにまめに「保存」作業をしてほしい。タスクを終了しても画面が正常にならなかったり、タスクが終了できない場合は再起動をしなくてはならない。ハードディスクやUSBメディアが作業している（ランプが点滅している）状態で電源スイッチを強制的に切ることは絶対に止めてほしい。ハードディスクやメディアを損傷することになる。

## ◆ 起動時のエラー

起動した後、OSを読み込むまでの間、いくつかのメッセージを出しながら画面が変化していくが、このままWindowsの画面にならない場合がある。また、なつても途中でエラーメッセージが出たりする。これは起動時にうまくネットワークからファイルを読み込めなかっただためである。この場合は、いったんシャットダウン（強制的に行う場合は、5秒間電源ボタンを長押しする）をしてからもう一度起動すると解決する。

## ～情報処理教室の開放について～

2つの情報処理教室は以下の要領で放課後開放している。上記の事項および下記の注意をよく守り、資料検索や課題に役立ててほしい。

### 1. 開放日…月～土曜日

### 2. 注意

①以下の事項がくりかえされた場合にはその年度の開放を止める。

※ 端末の破損・盗難

※ 端末の改造・システムへのいたずら

※ 教育の場としてふさわしくない使用

②早稲田大学のアカウントを使ってインターネットに接続する場合には、大学のサーバを使っている。不適切な書き込み、下品であったり非合法であるWebページ動画サイトの検索は厳に慎んでほしい。諸君の接続先と諸君のIDはすべてログ（記録）としてサーバに残りすべて検索できる。そのような使用は学校としての恥となる。

③情報処理教室は、授業に使うために整備したものである。ゲームや音楽・動画に興じるためではない。また、暇つぶしの場でもない。学習に活かされないならば、開放の意味がない。また、学習のために使いたい者が遊んでいる者のために使えないのもおかしな話である。そのような状況が続くようならば開放を止め る。

④プリンター使用は他人のことも考え、なるべく少なくなるよう努力してほし

い。紙やプリンターのトナーの消費も大変激しくなっている。他人のジョブが処理されないと自分の処理が始まらない。出ないからと何度もプリントボタンを押さないこと。また、片っ端からWebページをプリントアウトすることも他の人へ大変な迷惑である。いつも未消化のジョブがプリンタにたまつたまま処理されないのでおり、授業に支障をきたしている。また、自分の打ち出した紙は責任を持って処理すること。

#### 4. 無線LANの使用

校内では無線LANが使用できる。ノートPC、タブレットPC、スマホのネットワーク（WiFi）一覧でwaseda-wpa2を選択後、自分のwasedaIDとパスワードでログインすること。

#### 5. 早稲田大学が提供する情報環境について

本庄高等学院の生徒はOffice365（Microsoft社が提供するサービスで、最新のOfficeをダウンロードできる）、Box（クラウド上にデータを保管できる）などの無料利用が可能になった。また、ウィルス対策ソフトなど多くのサービスが無料使用可能である。早稲田大学が提供する情報サービスを積極的に利用しよう。

詳しくは、MyWasedaログイン後の右上ITサービスを参照してほしい。

### (3) 保 健 室

「自分の健康は自分で守る」という趣旨から、自己管理の重要性について啓発活動を行うと同時に、通常は傷病の応急処置、救急看護を行い、その都度予防衛生の大切さを指導している。

年間の保健行事として、定期健康診断をはじめ、耳鼻科、眼科、歯科、内科（夏季合宿前、マラソン大会前）それぞれの学校医による健康相談、整形外科医によるスポーツ障害相談、また救急救命士を講師に招き救命講習等を行っている。自己管理の観点から、積極的に来談あるいは受講してほしい。

学年ごとの健康教育としては、心の健康（第1学年）、セクシャルヘルス（第2学年）、依存症の予防（第3学年）などについて、専門の講師を招き、講演会を実施している。

生徒諸君は、これら諸行事を通じて、自らの健康管理の大切さを認識すると同時に、体調不良に際してはもちろん、健康に関して不安や悩みが生じたときは、気軽に来室してほしい。

開室時間：月～土 9時～17時 ただし、長期休業中の土曜日は閉室

（保健室が閉室しているときは、事務所もしくは教務室を訪ねること。）

### (4) 相 談 室

10代後半という、人間の精神がもっとも大きな成長を遂げる時期には、誰しもなんらかの問題に直面し、悩んだり苦しんだりすることがある。この悩みや苦しみは、それ自体その人にとって大きな糧となるものであるから、決して逃げたり避けて通ったりしてはならないものである。しかし、そのことが理由で体調不良をきたしたり、人間関係が著しく損なわれたりすると、学業をふくむ学院生活に支障をきたすことになる。

親や友人、恩師など、よい相談相手がいるに越したことはないが、誰にも言えない悩み等をかかえてしまいそうなとき、保健室内にある相談室を訪ねてほしい。

これは、早稲田大学の保健センターの分室として開設されているもので、大学から

派遣される専門のカウンセラーが諸君の来室に備えている。心の病も身体の病と同様、対応が遅れると回復が難しくなるケースもある。ここでカウンセラーと話した内容はもちろん、来室したことも一切秘密にされるので、必要を感じたときはためらわずに来室してほしい。

開室日時：毎週水・土曜日 13時～17時（保健センターの休業日および祝日・大学の定める休日と重なった日を除く）

なお、早稲田大学早稲田キャンパス内にある保健センター学生相談室（03-3203-4449）も利用できる。

## (5) 事務所

事務所の業務分担は、次のようにになっている。

学務係……時間割、教科書、教材、試験、成績、教室、証明書、生徒証再交付、  
生徒会、奨学金、学籍等に関する事項

庶務係……経理、施設、会議、学校行事、保護者の会、生徒寮、その他庶務に関する事項

事務所の一般事務取扱時間は、次のとおり。

月～土 9時～17時

ただし、春・夏・冬休みの土曜日は閉室。

日曜日、国民の祝日、創立記念日（10月21日）、県民の日（11月14日）、年末年始、夏季一斉休業期間は閉室。

## (6) パンショップ（購買）

本学院では、生徒諸君が万一学用品を忘れて登校したり、授業中に使い切ってしまった場合の便宜を計るため、パンショップで購買を開いている。

ここでは、高校生が日常の授業の中で使用する学用品（主として文房具）やカバン・日用雑貨のほか、弁当、パン、おにぎり、ドリンクを購入することができる。また、授業等で使用する副教材などの販売も行われる。

開店時間：月、火、木、金 8時30分～16時00分（9時～9時30分を除く）

水、土 8時30分～14時00分（9時～9時30分を除く）

（夏季・冬季・春季の休業期間および祝日・学校の定める休日を除く）  
・授業時間中は営業しない

## （7） 食 堂

食堂では、麺類、定食、丼ものなど、手ごろな価格で提供している。営業は10時55分から13時40分まで行っている。

（夏季・冬季・春季の休業期間および祝日・学校の定める休日を除く）

食堂利用者は食券を買うこと。食べ終わった食器は必ず自分で食器返却口に返すこと。この二点を守ること。

## （8） 体育館

室内運動場として2020年度より、利用開始となった施設です。使用ルールを守って、気持ち良く体を動かせる環境を維持しよう。

## （9） 稲稜ホール

各種集会のため2015年より利用開始となった施設です。他の多くの公営ホールと同様、ホール内での飲食は禁止です。

## (10) 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター

「早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター」とは、p.5 ⑭の建物のことです。

### [利用可能]

#### \*1階「本庄早稲田の杜ミュージアム」およびラウンジ

本庄市と早稲田大学が共同で運営するミュージアムです。

本庄市の多種多様な埴輪をはじめとする考古資料や早稲田大学が所蔵する貴重な文化財を無料で公開しています。

### 開館時間

火～日曜日：9：00～16：30

### 休館日

月曜日（休日の場合は翌日）

### [利用不可]

#### \*教室、階段教室（レクチャールーム）など ※学院授業時でのみ利用可

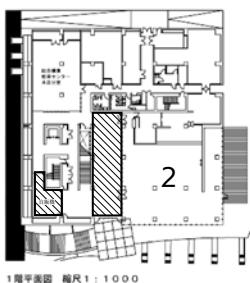
大学の授業での使用や、一般の方にお貸し出ししているところですので、通常時は利用できません。学院授業で利用の際は、教室内での飲食は厳禁です。

### ■飲食について

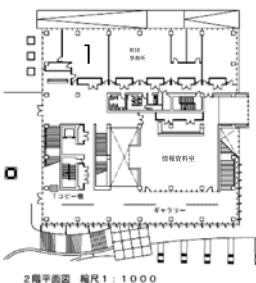
飲食は1階のラウンジのみ可能です。（ただし、1階ラウンジはお客様を迎える玄関口であることを踏まえて、飲食は控えめに。）

2階以上の開放スペースは飲食禁止です。

<案内図>



1階平面図 比尺 1 : 1000



2階平面図 比尺 1 : 1000

- 一般開放エリア · · · · · 
1. 本庄総合事務センター
  2. 本庄早稲田の杜ミュージアム

※こちらの建物はあくまでも大学の建物です。大学からの苦情がくれば最悪の場合利用を禁止せざるを得ません。協力をお願いします。

なお、94号館（隣の建物）は立ち入り禁止です。施設内設備（自動販売機、コピー機等）も使用禁止です。

# 7. 生徒会

## (1) 組織・機能

本庄高等学院の生徒会は生徒全員を会員とし、会員の自立と協調によってより充実した学院生活を実現することを目的とする。会則、規程等を熟読し、その構成をよく理解し、会員としての自覚を持って本学院の発展に寄与してもらいたい。

## (2) 公認団体一覧

2022年2月1日現在

文化部門	体育部門
001 文芸部	101 陸上競技部
002 地学部	102 サッカー部
003 サイエンスクラブ	103 ラグビー部
004 美術部	104 硬式テニス部
005 グリークラブ	105 ソフトテニス部
006 プラスバンド部	106 硬式野球部
007 E.S.S.	107 バレーボール部
008 写真部	108 バスケットボール部
009 囲碁・将棋部	109 剣道部
010 軽音楽部	110 卓球部
011 EMANON	111 バドミントン部
012 ピアノ部	112 スキー部※
013 地歴部	113 ワンダーフォーゲル部
014 数学研究会	114 懇親部
015 競技かるた部	115 自転車部
016 化学部(休止)	
017 クイズ研究会	
018 演劇部	
019 映画部	
020 書道部	
021 政治経済部	
022 落語研究会	
023 茶道部	
024 ディベート部	

(公認団体細則第7条および第8条により公認を取り消すことがある。)

※2024年度以降の部員受入を停止し、2025年度末までに休止予定

## 8. 規 約

### (1) 早稲田大学本庄高等学院学則（抜粋）

第1条 本学院は、教育基本法および早稲田大学建学の精神に基づき、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育を施し、一般的教養を高め、健全な批判力を養い、国家および社会の形成者として有為な人材を養成し、さらに進んで深く専門の学芸を研究するに必要な資質を育成することを目的とする。

第4条 本学院を卒業した者は、早稲田大学の学部に入学することができる。

ただし、志望する学部によっては、特に選考があることがある。

第8条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第9条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 埼玉県民の日（11月14日）

四 早稲田大学創立記念日（10月21日）

五 春季休業日 4月1日から4月7日まで

六 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

七 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

八 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

2 春季、夏季、冬季および学年末の休業期間は、必要に応じて変更することができる。

3 特に必要があるときは、休業日においても授業を行うことがある。

第14条 入学を許可された者は、本学院が指定する入学手続期間内に、本学院に別表3に定める入学金および最初の学年の第1期分納分の授業料その他の学費を納め、

所定の書類を提出しなければならない。(別表3省略)

第15条 退学しようとする者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出の上、許可を得なければならない。

第16条 本学院の生徒で、他の高等学校に転学を希望する者は、事情により許可することがある。

第17条 正当な理由で退学した者が、2年以内に再入学を願い出したときは、事情により許可することがある。ただし、再入学は学年の始めに限り許可する。

第18条 病気その他の理由で、引き続き2ヶ月以上出席することのできない者は、所定の書類にその理由を明記し願い出の上、許可を得て休学することができる。

病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情があるときは、願い出により引き続き休学を許可することがある。

第19条 前条の規定により休学中の者が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し願い出の上、許可を得なければならない。病気を理由とした休学から復学するときには、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学者は、学年始めてなければ復学することができない。

第20条 本学院の教育課程は、別表1に定める教科および特別活動により編成する。

(別表1省略)

第21条 評価は、試験および平素の成績を総合して行う。

2 評価は、5段階で表示する。

第22条 各学年の課程の修了は、別に定める基準により、学年末において認定し、進級を決定する。

第23条 本学院所定の全課程を修了したと認めた者を卒業とし、卒業証書を授与する。

第24条 生徒が、長期欠席その他の理由により所定の単位を習得せず、進級または卒業させることが適当でないと認めたときは、原学年に留め置くことがある。

第25条 保護者は、父母またはこれに準ずる者であって、生徒を監督するに適当な者でなければならない。

第26条 保証人は、満25歳以上の独立の生計を営む者であつて、確実に保証人としての責務を果たし得るものでなければならない。保証人として不適当と認めたときは、変更を命ずることがある。

第27条 保護者および保証人は、生徒の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

第28条 保護者、保証人が欠けたとき、またはその他の理由で責務を果たし得ないときは、新たな保護者、保証人を届け出なければならない。

2 保護者、保証人が改姓名または住所変更をしたときは、直ちに届け出なければならない。

第30条 本学院に教育課程その他の事項を審議するため教諭会を置く。

第32条 本学院の入学会および授業料等の額は、別表3のとおりとする。

第34条 生徒は、第14条の場合を除き、授業料等を次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる日までに本学院に納めなければならない。

一 第1期分納分 4月15日まで

二 第2期分納分 10月1日まで

第36条 学費の納入を怠った者は、抹籍がある。

第37条 すでに納入した学費は、事情のいかんにかかわらず返還しない。

第38条 生徒が、本学院の諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分に付することができる。

2 懲戒は訓告、停学および退学の3種類とする。

第39条 次の各号の一に該当する者は、退学処分に付する。

一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなく出席正常でない者

四 本学院の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## (2) 早稲田大学本庄高等学院 留学に関する内規

### (主旨・目的)

第1条 この規程は、海外への留学を希望する本庄高等学院（以下、「本学院」という）の生徒に、その機会を与えるための制度を定め、かつその手続等について細目を定めることを目的とする。

なお、留学機会の実現により、本学院の生徒が多様な異文化体験を通して複眼的思考を獲得し、帰国後、日常生活および学校生活においてより一層の活躍に結びつけてくれるものと期待される。

本内規に定めない項目は、本庄高等学院学則及び高等学院における在学中に海外留学をする生徒の取り扱いに関する規定の定めるところによる。

### (留学の定義)

第2条 この規程において「留学」とは次の項目に該当するものをいう。

1. 外国の高等学校またはこれに相当する後期中等教育機関に在学すること。
2. 1学校年度の間（10ヶ月から12ヶ月）在学し、教育を受けるもの。

### (留学の種類)

第3条 本学院の留学制度には、第1種留学と第2種留学の2種類がある。

#### 1. 第1種留学

1年遅れによる復学を認める留学。

#### 2. 第2種留学

一定の条件を満たした場合、留学中の成果を本学院の単位修得（32単位以内）とみなし、1年遅れとならない復学を認める留学。

復学しなかった場合、その留学期間は第1種と同じ扱いとし、留学を開始した学年の本学院における単位の認定はしない。

### (回数)

第4条 留学は在学中に第1種か第2種の1回のみとする。

### (開始時期)

第5条 留学の開始時期は、次の通りとする。なお、学期の終了は終業式を、学期の

開始は始業式を指すものとする。

#### 第1種留学

1. 第1学年1学期終了後から2学期開始までの間
2. 第1学年2学期終了後から3学期開始までの間
3. 第1学年3学期終了後から第2学年1学期開始までの間
4. 第2学年1学期終了後から2学期開始までの間
5. 第2学年2学期終了後から3学期開始までの間
6. 第2学年3学期終了後から第3学年1学期開始までの間
7. 第3学年1学期終了後から2学期開始までの間

#### 第2種留学

8. 第1学年1学期終了後から2学期開始までの間
9. 第1学年2学期終了後から3学期開始までの間
10. 第2学年1学期終了後から2学期開始までの間

#### (留学の条件)

第6条 第2種留学を望む場合は、留学の開始時期によって、次の条件を満たさなければならない。

1. 第1学年1学期終了後から2学期開始までの間(第5条8)に出発する場合は、当該年度1学期の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。
2. 第1学年2学期終了後から3学期開始までの間(第5条9)に出発する場合は、当該年度1・2学期の平均点が80点以上であり、かつ平均点で49点以下の科目がないこと。
3. 第2学年1学期終了後から2学期開始までの間(第5条10)に出発する場合は、第1学年次の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。また、当該年度1学期の平均点が80点以上であり、かつ49点以下の科目がないこと。

#### (留学中の授業料等)

第7条 留学期間中の授業料等の扱いについては、留学をする生徒の取り扱い第7条の通りとする。

(申請)

第8条 留学をしようとする場合、次の手順を踏んで、必要となる書類を教務へ提出しなければならない。

1. 組主任に相談した後、教務へ申し出る。
2. 留学支援団体等への応募に必要な書類を請求する。
3. 留学支援団体等に応募する。
4. 留学決定後、速やかに所定の「留学願」を教務へ提出する。
5. 留学先となる外国の高等学校もしくはこれに相当する後期中等教育機関が発行する入学許可証、受入書等を教務へ提出する。ただし、留学支援団体を介しての留学の場合、留学先からの書類は後日でも構わない。

(許可)

第9条 前条に定める提出書類に基づいて、教諭会での承認を経て、学院長が許可を決定する。

(報告)

第10条 留学中および留学終了後の定められた時期に所定の報告書を教務に提出しなければならない。

(留学終了後の提出書類)

第11条 留学終了後、速やかに次の書類を教務に提出しなければならない。

1. 所定の帰国届
2. 所定の復学願
3. 所定の報告書
4. 留学先の高等学校等が発行する、在学期間または在籍期間が明記された成績証明書

(在学または在籍証明書と成績証明書とが別のは、両方を提出する)

(留学中の単位の認定)

第12条 第2種留学においては、前条に定める書類に基づいて、教科主任会において審査の上、留学先の高等学校等での履修を本学院における履修とみなし、32単位の範囲内で単位の修得を学院長が認定する。ただし、認定の対象となるのは、留学へ

出発した年度の単位とする。なお、単位認定において、評定はつけない。

(留学終了後の学力試験)

第13条 第2種留学の内、理系コースを履修する生徒は、留学終了後に次に定める学力試験（以下、「確認試験」という）を受けなければならない。

教 科：数学・理科（物理分野・化学分野のみ。ただし、2022年度以降入学者は物理分野・化学分野・生物分野のうち、第3学年理系コースで選択する2科目の分野）

試験範囲：留学中に本学院で学習する範囲

実施時期・実施方法：別途定める

(進級・進学の成績の扱い)

第14条 進級・進学に用いる成績の扱いについて、次の通り定める。

1. 第1種留学

進級・進学基準内規の定めに従う。

2. 第2種留学

- ① 留学の開始時期が第1学年1学期終了後から2学期開始までの間（第5条6）の場合は、1学期の成績を留学へ出発した年度の学年成績として扱う。帰国後は、当該年度の2・3学期の成績の平均点を留学から戻った年度の学年成績として扱う。ただし、帰国後に理系コースを履修する場合は、2・3学期の成績に、確認試験の成績も加えて学年平均点を出すこととする。理系学部・学科への進学に必要となる単位修得に関しても、左記の成績を用いて判断する。2022年度以降入学者は確認試験を実施せず、帰国後は、当該年度の2・3学期の成績の平均点を留学から戻った年度の学年成績として扱う。
- ② 留学の開始時期が第1学年2学期終了後から3学期開始までの間（第5条7）の場合は、1・2学期の成績の平均点を留学へ出発した年度の学年成績として扱う。帰国後は、当該年度の3学期の成績を留学から戻った年度の学年成績として扱う。ただし、帰国後に理系コースを履修する場合は、3学期の成績に、確認試験の成績も加えて学年平均点を出すこととする。理系学部・学科への進学に必要となる単位修得に関しても、左記の成績を用いて判断する。

2022年度以降入学者は確認試験を実施せず、帰国後は、当該年度の3学期の成績を留学から戻った年度の学年成績として扱う。

- ③ 留学の開始時期が第2学年1学期終了後から2学期開始までの間(第5条8)の場合は、1学期の成績を留学へ出発した年度の学年成績として扱う。帰国後は、当該年度の2学期および3学期の成績の平均点を留学から戻った年度の学年成績として扱う。ただし、帰国後に理系コースを履修する場合は、2学期の成績に、確認試験の成績も加えて学年平均点を出すこととする。理系学部・学科への進学に必要となる単位修得に関しても、左記の成績を用いて判断する(帰国後に文系コースへ変更した場合、確認試験を受験する必要はない)。

(進級・卒業判定時の欠席数の扱い)

#### 第15条

第2種留学においては、本学院に通学する2年間を通じての欠席が20日以上の場合、判定を要する者として扱う。

(附則)

1. 本内規に定めのない事項が生じた場合は、教諭会において協議する。
2. 本内規は2017年4月1日から施行する。

(2016年5月、2019年10月、2022年1月12日教諭会)

### (3) 早稲田大学本庄高等学院生徒共済規程（抜粋）

#### (共済制度の設定)

第1条 本大学は、早稲田大学本庄高等学院に在学する生徒の傷病、障害、死亡等に対し、相互扶助の精神により見舞金を支出することを目的として、早稲田大学本庄高等学院生徒共済制度（以下「共済制度」という。）を設定する。

#### (共済制度の運営)

第2条 共済制度は、生徒から徴収する共済費の運用をもって運営する。

#### (共済基金の設定)

第3条 共済制度を維持発展させるため、この制度の運営によって生じた剩余金をもって、早稲田大学本庄高等学院生徒共済基金（以下「共済基金」という。）を設定する。

2 共済基金制度設定後の指定寄附金および共済基金の果実については、その都度、共済基金に繰り入れる。

#### (共済費)

第4条 共済費は、年額5,000円とする。

2 共済費は、学費の第1期分納時に徴収する。

3 既に納めた共済費は、事情のいかんにかかわらず、返還しない。

#### (見舞金の種別)

第5条 共済制度によって支給される見舞金の種別は、次の各号による。

- 一 医療見舞金
- 二 障害見舞金
- 三 死亡見舞金

#### (医療見舞金の対象となる医療)

第6条 疾病または事故、災害等による負傷により、保険医療機関の治療を受けたときは、医療見舞金を支給する。

2 医療見舞金の支給対象となる医療は、次の各号による。

- 一 保険医療機関による保険医療（歯科医療を含む。）ただし、コンタクト使用を

目的とした検眼に関する診療は除く。

- 二 保険医療機関によるまたは保険医療機関の処方箋に基づく保険薬局による調剤
  - 三 社会保険が適用される接骨院または整骨院の治療
  - 四 社会保険が適用される鍼灸または按摩・マッサージ
  - 五 医師が必要と認めた治療用装具
- 3 海外の医療機関等による治療および調剤である場合、ならびに対象者が日本スポーツ振興センターの災害給付制度を申請した場合は、医療見舞金の対象としない。  
(医療見舞金の支給額)

第7条 支給する医療見舞金額は、各医療機関ごとに1か月間（当該月の1日から末日まで）に支払った金額から自己負担額の1000円を差し引いた額とする。

- 2 医療見舞金は、1学年度、1人につき7万円を限度として支給する。  
(障害見舞金の対象と支給額)

第8条 障害者と診断されたときは、診断書に記載された障害の程度により、次条に規定する死亡見舞金に別に定める割合を乗じた額を支給する。

(死亡見舞金の対象と支給額)

- 第9条 死亡したときは、250万円を支給する。  
(見舞金の支出)

第10条 見舞金の支出は、大学の承認を経て、本庄高等学院が行う。  
(施行細則)

第15条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもって定める。

## 附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

## (4) 早稲田大学本庄高等学院生徒共済規程施行細則

### (細則の制定)

第1条 この細則は、早稲田大学本庄高等学院生徒共済規程（1984年学生達第1号の1）の施行に必要な事項を定めるものとする。

### (支給の制限)

第2条 次の各号の一に該当するときは、見舞金は支給しない。

- 一 傷病、障害、死亡等が故意または重大な過失によるとき。
- 二 第4条第2項に規定する期日までに、見舞金の請求がないとき。ただし、長期入院その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 三 交通事故などにおいて、被害者である生徒に対し、加害者側が治療費その他の賠償金を負担するとき。
- 四 その他運営委員会において、見舞金の支給が適当でないと判定されたとき。

第3条 障害見舞金支給後に、その障害が原因で死亡した場合の死亡見舞金は、障害見舞金を差し引いた金額とする。

### (見舞金の請求)

第4条 見舞金を請求する生徒または保護者は、所定の見舞金請求書を本庄高等学院に提出しなければならない。

2 見舞金の請求は、見舞金を請求する理由が生じた月（治療を受けた月、障害者と認定された月または死亡した月）の翌月から起算して3か月目の月の15日までに行わなければならない。

### (見舞金請求に必要な添付書類)

第5条 見舞金の請求には、病院等および官公庁発行の次の書類を添付しなければならない。

- 一 医療見舞金  
治療費の領収書
- 二 障害見舞金  
診断書

### 三 死亡見舞金

#### 死亡診断書

2 前項各号のほか、運営委員会が特に提出を求めた時は、当該書類を添付しなければならない。

3 第1項第1号の請求を行うときは、健康保険証を提示するものとする。

(支給の時期および方法)

第6条 原則として、毎月15日までに受け付けた見舞金の請求に対して、本庄高等学院が、その翌月の下旬に見舞金の支給を行う。

2 見舞金の支給は、請求を行った生徒または保護者の指定する金融機関の口座へ振込むものとする。

(支給の通知)

第7条 本庄高等学院は、見舞金の支給について、保護者または保証人に対して、その都度、通知するものとする。

### 附 則

この細則は、昭和59年5月4日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

この規則は、2015年4月1日から施行する。

## (5) 早稲田大学本庄高等学院生徒会

### ① 生徒会会則

#### 第1章 総 則

第1条 本会は早稲田大学本庄高等学院生徒会と称する。

第2条 本会は早稲田大学本庄高等学院生徒全員を会員とする。

第3条 本会は本学院学則に基づき、会員の自立と協調によって、より充実した学院生活を実現することを目的とする。

#### 第2章 役 員

第4条 本会に次の役員をおく。

一 会 長 1名 二 副会長 2名

三 書 記 3名 四 会 計 3名

第5条 役員は会員の直接選挙とする。役員選出に関する選挙管理規程は別に定める。

第6条 役員は原則として毎年12月の第1水曜日に交代する。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

一 会 長

会長は本会を代表し会務を総括する。

二 副会長

副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。

三 書 記

書記は会議を記録し、議事の経過を公表し、会の運営に必要な一切を記録する。

四 会 計

会計は本会の会計事務をつかさどり、予算案および決算報告書を作成する。

## 第3章 組織

第8条 本会に次の組織をおく。

- |           |          |
|-----------|----------|
| 一 生徒総会    | 二 中央委員会  |
| 三 生徒会執行部  | 四 専門委員会  |
| 五 選挙管理委員会 | 六 ホームルーム |
| 七 公認団体    |          |

### 第1節 生徒総会

第9条 生徒総会（以下総会という）は全会員によって構成する。

第10条 総会は本会の最高議決機関である。

第11条 総会は定期総会と臨時総会にわける。

第12条 総会の正副議長は中央委員会の正副議長とする。

第13条 定期総会は年1回5月に会長が招集する。

第14条 総会の定足数は全会員の3分の2とし、議案は出席会員の過半数の賛成をもって決定する。ただし、会則改正の場合は第6章の規定による。

第15条 総会は次のことを行う。

- 一 役員人事の了承
- 二 事業報告及び決算報告
- 三 事業計画及び予算案の審議・承認
- 四 その他の必要事項

第16条 臨時総会は次の場合会長が召集する。

- 一 全会員の3分の1以上の署名による要求があるとき。
- 二 中央委員会の出席委員の3分の2以上の要求のあるとき。
- 三 その他会長が必要と認めるとき。

第17条 総会の日程および議題は総会の7日前までに告示しなければならない。

### 第2節 中央委員会

第18条 中央委員会は総会につぐ議決機関であって中央委員会議長が招集する。

第19条 中央委員会はホームルーム選出の中央委員各2名で構成し、任期は役員に準ずる。

- 第20条 中央委員会に委員の互選による議長・副議長および書記を各1名おく。
- 第21条 中央委員会の定足数は全委員の2分の1とし、議事は出席委員の過半数の賛成をもって決定する。ただし会則改正の場合は第6章の規定による。
- 第22条 中央委員会は必要に応じて会員の出席・発言を求めることができる。
- 第23条 中央委員会は、執行部の提議のほか委員の発議により開催できる。委員の発議による開催の場合、組織の活動状況の聴取または組織に対する勧告が行える。

### 第3節 生徒会執行部

第24条 生徒会執行部（以下執行部という）は本会の最高執行機関である。

第25条 執行部は会長、副会長、書記、会計で構成する。

2 会長は執行部の任務の補佐として執行部の議を経て庶務を若干名任命できる。  
庶務は次の職務を分担する

- |           |                   |      |
|-----------|-------------------|------|
| 一 行事の企画運営 | 二 校内団体の管理         | 三 会計 |
| 四 渉外      | 五 その他執行部が必要と認める事項 |      |

第26条 執行部は次のことを行う。

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 一 総会の議案の作成とその決定事項の執行    |  |
| 二 中央委員会の議案の作成とその決定事項の執行 |  |
| 三 専門委員会の設置及び廃止          |  |
| 四 その他の必要な事項             |  |

### 第4節 専門委員会

第27条 専門委員会は自治活動、奉仕活動および生徒会行事の中核となる。

第28条 専門委員会に次のものをおく。

- |            |             |
|------------|-------------|
| 一 世論広報委員会  | 二 図書委員会     |
| 三 稲穂祭実行委員会 | 四 体育行事実行委員会 |
| 五 保健委員会    | 六 その他必要な委員会 |

第29条 各専門委員会はホームルームから各2名ずつ（体育行事実行委員会は3名）選出された委員で構成する。ただし委員数は会長が中央委員会にはかり変更することができる。任期は役員に準ずる。

第30条 各専門委員会に委員長、副委員長および書記をおく。選出は互選による。

第31条 専門委員会の新設・廃止は中央委員会の承認を得なければならない。

#### 第5節 選挙管理委員会

第32条 選挙管理委員会は、役員選挙を管理運営する。

第33条 選挙管理委員会の構成は専門委員会に準ずる。

第34条 選挙管理委員会の活動は選挙管理規程に定める。

#### 第6節 公認団体

第35条 公認団体は、会員各々の個性の育成を目的とする自主的活動機関である。

第36条 公認団体の活動は、顧問教員の指導助言のもとに行う。

第37条 公認団体に関する細則は別に定める。

### 第4章 経理

第38条 本会の経費は生徒会費・補助金および寄付金をもってあてる。

第39条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第40条 本会の各組織は、常に収支を明確にし、会計の求めに応じて予算案および決算報告書を提出しなければならない。

#### 第5章 会計監査

第41条 会計監査は会計事務を監査し中央委員会の承認を経て総会に報告する。

第42条 会計監査は中央委員会の互選により2名選出する。

#### 第6章 改正

第43条 会員は会則改正の提案ができる。

第44条 会則改正の提案が中央委員会において3分の2以上の賛成を得られた場合は総会の議題となる。

第45条 会則改正は総会において出席会員の3分の2以上の賛成によって決定する。

第46条 新会則は公示3ヵ月後から施行する。

#### 第7章 附則

第47条 1. 本会則は1983年1月18日より施行する。

2. 本会則は1994年2月25日より一部改正施行する。

3. 本会則は1994年4月20日より一部改正施行する。

4. 本会則は2021年5月6日より一部改正施行する。

## ② 選挙管理規程

### 第1章 総 則

第1条 本規定により会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名の生徒会役員9名を選出する。

### 第2章 選挙権および被選挙権

第2条 選挙権および被選挙権は全会員がこれを有する。ただし、選挙管理委員会および三年生は被選挙権を有しない。

### 第3章 選 挙

第3条 選挙は11月に行い、投票及び開票などに関する日時および場所は、事前に選挙管理委員会が公示する。

第4条 投票は所定の投票用紙により、無記名で行う。

第5条 有権者は、会長に1票、副会長に2票、書記、会計のそれぞれに3票を行使できる。ただし、同一人物に複数票投ずることはできない。

第6条 開票は選挙管理委員会が行う。

### 第4章 候補者及び当選者

第7条 候補者は、会長、副会長、書記、会計ごとに立候補する。

第8条 立候補は、選挙管理委員会の公示に従い届け出なければならない。選挙管理委員会は原則として投票日1週間前に、立候補者氏名を公示する。

第9条 候補者は、選挙管理委員会の取り決めに従って選挙運動をすることができる。

第10条 各選挙において、会長は有効得票第1位の者、副会長は1位、2位の者、書記、会計は1位、2位、3位の者とする。

第11条 役員が定員に満たない場合、かつ会長が欠員補充を必要と判断した場合は補欠選挙を行う。補欠選挙の実施方法は、通常の選挙に準ずる。

### ③ 公認団体細則

- 第1条 本会則は生徒会会則第37条に基づいてこれを定める。
- 第2条 公認団体に、その構成員の中から代表および会計を置く。ただし構成員がないときには、臨時に執行部が窓口となる。
- 第3条 各公認団体に、本学院の専任教員の中から1名以上の顧問を置く。
- 第4条 公認団体は顧問の承認のもとに会費を徴収することができる。
- 第5条 各代表は以下の書類を作成し、顧問の承認を得た上で、生徒会長に、生徒会長の定める期日までに各1部提出しなければならない。
- 一 前年度活動報告書
  - 二 今年度活動計画書
  - 三 部員名簿
  - 四 予算請求書
  - 五 前年度購入物品現状報告書
- 第6条 公認団体の新設は以下の条件を満たした場合に認められる。
- 一、顧問の引き受け手がいること
  - 二、学校管理下での活動が可能な活動場所が確保できること
  - 三、教諭会決定
- 第7条 公認団体は以下のいずれかの場合、教諭会決定を経て活動休止とし、活動休止状態が2年以上続いた場合には教諭会決定を経て廃止とする。
- 一、顧問の引き受け手がいない場合
  - 二、学校管理下での活動が可能な活動場所が確保できない場合
  - 三、構成員がいない場合
- 第8条 執行部は、各公認団体について、活動が極めて低調であるなどの正当な理由がある場合には、その廃止について中央委員会に諮ることができ、廃止案が採択された場合には、教諭会決定を経て廃止することができる。
- 第9条 本細則の改正については、中央委員会における出席委員の3分の2以上の賛成および教諭会における承認により決定する。

## 備 考

1. 本細則は平成6年2月25日に従来の部細則・同好会会則を廃止して施行する。
2. 本細則は平成19年1月29日に一部改正施行する。
3. 本細則は平成19年2月19日に一部改正施行する。

### ④ 予備費からの支出についての内規

1. 慶弔費 会員本人の死亡の場合は15,000円、会員の父母死亡の場合は5,000円を見舞金としておく。
2. 派遣費 公認団体が県大会を超える大会に出場する場合、派遣費をおくる。  
派遣費は、参加費と交通実費および規定宿泊料（朝食費、昼食費、夕食費のうち、宿泊料に含まれないものについては、朝食費800円、昼食費1,000円、夕食費1,500円を支給する）とする。（2006年7月6日改正）  
その他、執行部からの命によって出張する場合は、その交通費の実費を支給する。（1988年5月19日改正）
3. その他の支出 公認団体、稲穂祭、執行部の活動において、予算額を超える出費がさけられないときは事前に執行部に申し出て承認が得られた場合は予備費からの支出を認める。

## 9. 入学金・学費等

各人の学費等の金額は、下表の内、現在の学年欄で確認のこと。

	1年		2年		3年	
	入学時 (春学期)	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
入学金	260,000					
授業料	342,000	342,000	366,000	366,000	384,000	384,000
教育環境整備費	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000
実験実習料	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
*生徒会費	10,000		10,000		10,000	
*日本スポーツ振興センター共済掛金	1,500		1,500		1,500	
*生徒共済費	5,000		5,000		5,000	

※「生徒会費」、「日本スポーツ振興センター共済掛金」および「生徒共済費」は、各学年の春学期に1年分を納入する。

## 10. 遵守事項

早稲田大学本庄高等学院生徒は、教旨に謳われた本学の使命を深く自覚し、市民として法令及び社会規範に則った行動をとるとともに、学院生としての本分を守り、以下の事項を遵守するものとする。違反に対しては、学則に基づく懲戒処分の対象とすることがある。

1. 勉学に精励し、試験等においては常に真摯な態度で臨み、不正行為を行わない。
2. 他人の個人情報を尊重しこれを漏らさない。また自らの個人情報の開示についても十分注意する。
3. 心身の不調により学院生活に支障がある場合は速やかに学院へ相談し、必要により医療機関を受診する。相談室・医師の診断と指示があればそれに従う。
4. 他者の生命、身体、自由、財産、人格を尊重し、ハラスメントなどの人権侵害を行わない。
5. 静穏な教育研究環境を保ち、授業の妨害になる行為を行わない。また学外においても騒音、通行妨害等の迷惑行為を行わない。
6. 刃物や医薬品類を正当な理由なく所持・乱用しない。
7. 課外活動等を行う場合は、学内規則・注意事項等に従い、自己の意志と責任において行動する。
8. 学校の設備・備品等を汚損、破損しない。
9. その他、法令及び本学院・関係各所の諸規則を遵守し、指導には誠実に従う。

以上

**MEMO**